

消費者問題をよむ・しる・かんがえる

ウェブ版

国民生活10

NO.122 (2022)

特集 食品ロス削減の最新事情

特集 1	家庭の食品ロスを減らすためには何が必要か	1
特集 2	「持続可能な流通」に向けた食品ロス削減の展開	6
特集 3-1	京都にて、大学生や地域と食品ごみ削減に挑戦！	9
特集 3-2	フードドライブと食品ロス削減 —フードドライブ実施の手引きから—	11
消費者問題アラカルト	高齢者の財産を適正に管理し承継するための選択肢 —「家族のための信託」を考える—	13
中古住宅を買うとき売るとき	中古マンションの購入	16
森林が支えてくれる私たちの生活 —SDGsと森林—	森林と私たちのこれから	19
多様化・重層化するキャッシュレス決済	前払式支払手段を理解する（2）—サーバ型の諸問題—	22
海外ニュース	<アメリカ> ボタン電池の事故から子どもを守る <香港> 適切な介護食を選ぶために <フランス> 学用品に潜む有害物質の数々 <ドイツ> 食用花で食卓を豊かに	24
消費者教育実践事例集	どうしたら食品ロスを減らせるの？ —大学生が小学生と一緒に考える—	26
気になるこの用語	不法行為	28
相談情報ピックアップ	タレント・モデルなどの契約トラブルにご注意！	30
暮らしの法律 Q&A	野良猫に餌やりする近所の人に餌やりをやめさせ、 損害賠償等を請求したい場合は？	31
暮らしの判例	骨片の混入した総菜を食し口腔内に傷害を負った場合に、当該食品に指示・警告上の欠陥があったとした一審判決を覆し、欠陥とはいえないとして被害者の請求を棄却した事例	32
誌上法学講座	説明義務・書面交付義務（1）	36

食品ロス削減の 最新事情

特集
1

家庭の食品ロスを減らすためには 何が必要か



〈取材協力〉野々村 真希 Nonomura Maki

東京農業大学国際食料情報学部 食料環境経済学科 助教、博士(農学)

京都大学大学院農学研究科生物資源経済学専攻博士課程修了。2019年より現職。
研究分野は農業経済学。研究テーマは食品ロス、消費者行動、食生活など

なぜ食品ロスを削減しなければならないのか

売れ残りや食べ残しなど、本来は食べられるのに捨てられてしまう食品を指す食品ロス。この食品ロスを削減すべき理由としては、次のようなことが挙げられます。

まずは環境問題、地球温暖化です。食料を生産、加工して流通させる過程においても、廃棄した食品を処理する過程においても、大量の化石燃料が使われ温室効果ガスが発生しています。食品ロスが出るということは、食べない食品を無駄にわざわざ生産しているということ。その分、温室効果ガスの排出を増やし温暖化を加速させているわけです。食品ロス問題に取り組むことは、地球温暖化対策にとって、とても重要です。

もう1つは食料問題です。日本では少子高齢化で人口減少していますが、世界的にみると人口は増加しています。しかし人口の増加スピードに食料増産スピードは追いついていません。このままの生活を続けていけば将来的に世界中で食料が不足するため、今から効率よく食品を消費してロスを出さないしくみを作っていかな

ければいけないのです。

また、倫理的な問題からも食品ロスは減らさなければいけないと思います。食品は生き物の命を奪って生産していますので、むやみに食品を捨てることは、命をむやみに奪うことにほかなりません。食品を作ってくれた人、運んでくれた人に失礼だということもあると感じます。

世界と日本の食品ロスの現状

国連食糧農業機関(FAO)の報告書(2011年)によると、世界全体では年間13億トンの食品ロスが発生しています。これは食料生産量の3分の1を占めるとされています^{*1}。また、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告書(2019年)によると、食料の生産から消費までを含むフードシステム全体で発生する温室効果ガスは、温室効果ガス全体の2~4割を占めています。食品ロスによる発生分は全体の約8%ほどです。食品ロスは温室効果ガス発生に確実に影響を及ぼしており、削減すべき存在であることは明白です。

日本の食品ロス量は農林水産省および環境省の推計によると、2020年度は522万トンでした。このうち食品関連事業者から発生する食品ロス量は275万トン、家庭から発生する食品ロス量は

*1 世界の食料生産量の約40%、年間25億トンの食料が廃棄されているという報告もある[世界自然保護基金(WWF-UK)「Driven to Waste: The Global Impact of Food Loss and Waste on Farms」(2021年)]

247万トです。家庭からの食品ロスが多いのは意外と思われるかもしれませんが、前出のFAOの報告書においても、家庭の食品ロスが多いという傾向は日本だけではなく世界の先進諸国で確認できます。事業者はもちろんのこと、家庭でも消費者が一人一人食品ロスと向き合う必要があるといえます。

現代の日本は食品が安価で簡単に手に入りまし、日々の忙しさから食品を計画的に使い切っていくことができなかつたり、ゴミの量が多くても少なくとも個人の費用負担があまり変わらなかつたり、食品を生産する人の顔や苦勞がみえにくかつたりと、残念ながら家庭の食品ロスが生まれやすい環境になっています。ただ、近年は教育現場のみならず、メディアでも食品ロスの話題が増えており、消費者の食品ロスへの関心は少しずつ高まっています。食品ロス削減に取り組む事業者も増えてきています。また、直近では物価上昇が家計を圧迫し、食品の無駄のない利用を迫られているということもあります。過去の事例をみると、ヨーロッパにおける経済危機の際に食品ロスが減ったという報告もあります^{*2}。総じて、今は食品ロス削減が進む

タイミングであるともみえています。

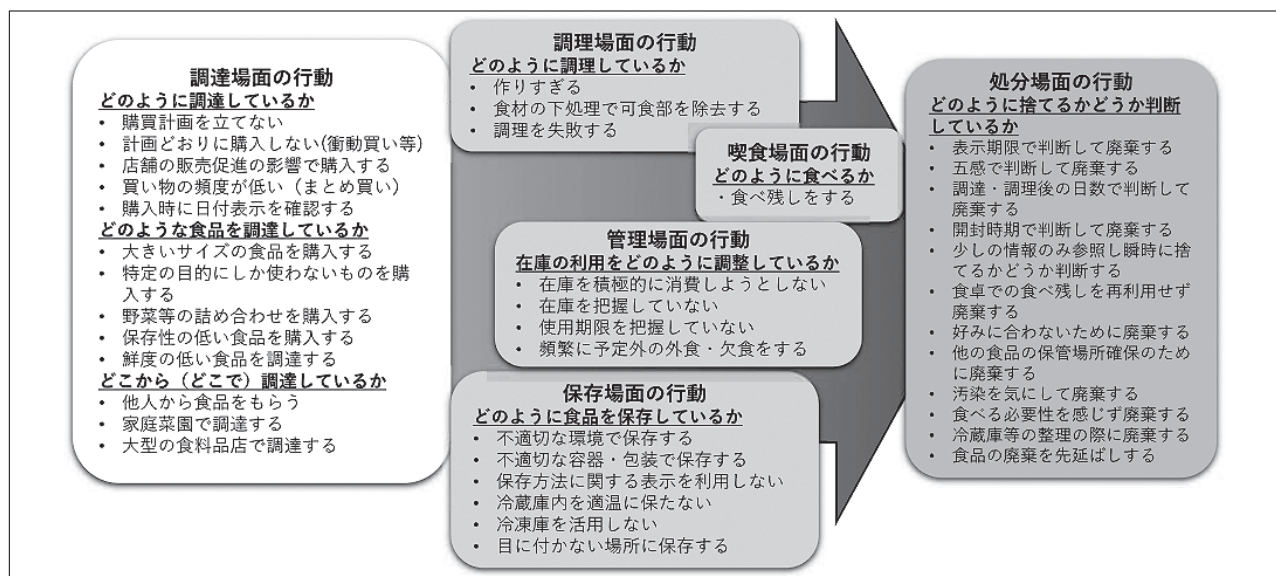
食品ロスを生んでしまう消費者の行動

家庭内における食品ロス発生には、食品の調達から処分までの長いプロセスにおける、さまざまな行動が関係しています。私は家庭内での食品ロスにつながる消費者行動について、調達・調理・喫食・管理・保存・処分と6つの場面に分け、その場面ごとに行動を整理しました(図1)。

調達場面では、例えば買い物リストを用意しない、買い物前に在庫の確認をしないなどの無計画な購買行動のために、必要以上に食品を購入してしまうことがあります。また、計画を立てても衝動買いや店舗の販売促進の影響により計画外の購入をしてしまうこともあります。こうした行動が食品ロスの原因になっています。また、他人からいただいた進物やお裾分けが使い切れないケースがよくありますが、このような食品をいただく(あげる)行為も、残念ながら食品ロスにつながる場合があります。

保存場面では、鮮度を損なうような方法や目に付きにくい場所で保存することが、食品ロス

図1 家庭の食品ロスを生む消費者の行動



※野々村(2020年) *3より転載

*2 K.Abeliotis, K. Lasaridi and C. Chroni「Attitudes and Behaviour of Greek Households Regarding Food Waste Prevention」Waste Management&Research Vol.32 No.3(2014年)237-240ページ

*3 野々村真希「家庭の食品ロスと消費者一意識・行動の実態と行動変容のための介入」『廃棄物資源循環学会誌 第31巻第4号(2020年)253-261ページ

特集1 家庭の食品ロスを減らすためには何が必要か

を発生させてしまいます。冷蔵庫の温度を適切に調節できていないことが食品ロスの原因になっているという指摘もあります。調理場面では、下処理の際に可食部分まで除去してしまう行動や、必要以上に作りすぎる行動がロスの原因として挙げられます。作りすぎ行動は喫食場面での食べ残し行動にもつながります。

管理場面とは、調達した食品や保存している食品をどのように使い切っていくか計画・調整する場面のことですが、この場面に関しては、そもそも積極的に使い切ろうとしていない、在庫の使用期限を把握していないということがあり、それが食品ロス発生につながっています。

最後に処分場面では、賞味期限や消費期限で廃棄すると判断することもあれば、においや見た目などの五感情報で廃棄すると判断することもあります。それらの判断が適切でなく、まだ食べられるのに廃棄の判断を下していたら、それは食品ロスを無駄に増やしてしまうことになります。

私たちは、普段何げなく食品を購入して調理して食べていますが、このようにさまざまな場面でのこまごまとした行動が実は食品ロスにつながっています。

意味の違いを周知すればよいのでしょうか？ この疑問に答えるため、消費者が食品を捨てるかどうか判断するときに、どんな情報を参照し、その情報をどのように利用しているかという、情報処理のプロセスを詳しく調べてみることにしました^{*4}。具体的には、消費者に自宅の冷蔵庫内の食品を点検して廃棄するか残しておくかを順に判断してってもらい、その際に頭に浮かんだことを発話してもらう、という調査を行いました。そしてその発話データを分析しました。

消費者は食品を捨てるかどうかを吟味しない

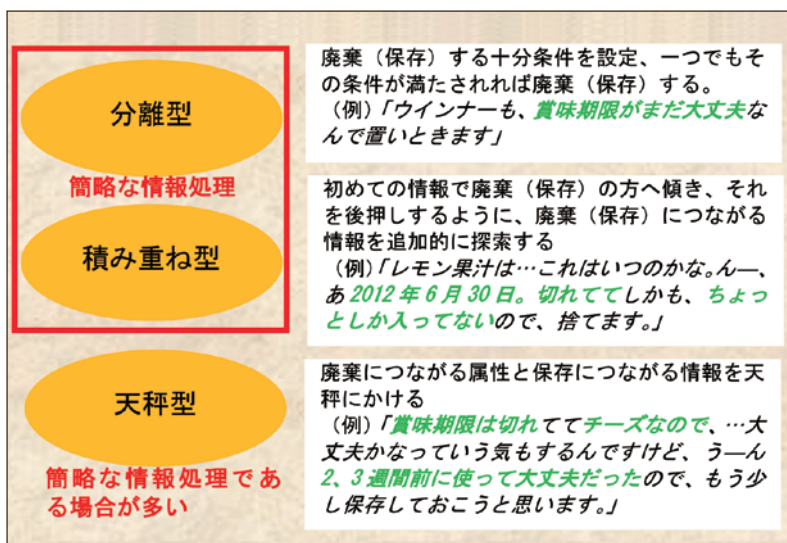
調査・分析の結果、消費者が食品を捨てるかどうか判断するときの情報処理プロセスのあり方(方略)を、「分離型」「積み重ね型」「天秤型」と命名した3つのパターンに分けることができました(図2)。

分離型は、廃棄する(残しておく)条件を設定し、その食品が1つでも条件を満たしたら廃棄する(残す)という方略です。「賞味期限がまだ大丈夫なので残しておこう」「買ったときと色が変わっているから捨てよう」などの判断がこれに当たります。3つの方略の中ではこの分離型

食品を廃棄するときの情報処理プロセス

前項で触れたように、まだ食べられる食品を、食べられない・食べないほうがよいと誤って判断して廃棄してしまうケースは、少なくないようです。例えば、賞味期限は「おいしく食べられる期限」であるのに、賞味期限が過ぎたという理由で捨てられていると指摘されています。ではどうすれば、適切に判断してもらえるのでしょうか？ 賞味期限と消費期限の

図2 食品廃棄の判断における情報処理プロセスのあり方



*4 を基に野々村作成

*4 野々村真希「食品処分における消費者の情報処理プロセスの解明—発話思考プロトコル分析法を用いて—」フードシステム研究 第22巻第4号 (2016年)387-398 ページ

が最も頻繁に用いられており、1つの情報で廃棄を即断するというとても簡単な情報処理をする場合が多いことが分かりました。

第二の方略である**積み重ね型**は、捨てる理由を積み重ねて判断する、あるいは残す理由を積み重ねて判断する、というものです。「賞味期限が切れているな」と廃棄する方向でその食品をとらえた後に、「買ったのは1週間も前だ」「もうほとんど量も残っていない」「今後使うことはなさそう」など、さらに捨てる理由を積み重ねるものがこれに当たります。積み重ね型も、捨てるかどうかを吟味する方略ではありません。

第三の**天秤型**は、「賞味期限はもう切れている」「でも見た目にもおいも問題なさそうだ」などと、廃棄に傾く情報と残すほうに傾く情報を比べながら判断する方略です。捨てるかどうかを吟味しているとしたら、この天秤型の方略だと考えられます。しかし、この天秤型においても捨てるかどうか悩むケースはまれで、多くは短時間で簡単に判断をすませていました。

調査の対象者が7名と少ないので、さらなる検証が必要ではありますが、これらの結果を考え合わせると、捨てるかどうかの判断は、全体として短時間で簡略にすまされる場合が多いといえることができそうです。

食品の保存性について正しい知識を身に付けることが必要

捨てるかどうかの判断では、賞味期限や保存期間など、日時に関する情報が頻繁に参照されていました。そして、天秤型の方略で用いられた情報の内容から、これら日時情報は、食品の保存性や、今後の使用見込みについての情報と比較されていることが明らかになりました。一方、賞味期限・消費期限の意味や、それら期限が未開封の場合のみ有効であることなどは、知識としてはあるにもかかわらず、判断で参照さ

れることは少ないことが分かりました。

以上の結果を踏まえると、まず、日時情報を判断で適切に利用してもらうことは食品ロス削減のために重要だといえます。しかし、日時情報の適切な利用を促すためには、賞味期限・消費期限の一般的な意味を周知するだけでは不十分と考えられます。また、判断は短時間で簡略にすまされるため、判断に当たってインターネットで積極的に情報を探索したり、パッケージの細かな表示を確認したりすることはあまり期待できません。

日時情報の適切な利用のためには、個々の食品の保存性に関する具体的な知識、例えば期限後どのくらいの期間で劣化するのか、安全性が低下しやすい食品なのかといったことを、知識として習得する必要がある、そのような習得の機会を設けることが必要であると考えられます。

一人一人ができる食品ロス削減の取り組み

食品の保存性について知識を習得する以外にも、買い物の前に在庫を確認する、冷凍保存を活用する、残り物から料理を作る、食べ残しを次の食事で食べる、野菜の皮や茎も使う……など、消費者が食品ロス削減のためにできることは色々あります。そもそも食品ロスを生んでいる自覚があまりない人は、ぜひ食品ロスダイアリーをつけて、廃棄食品の種類や量などを記録してみてください。ダイアリーは自宅の食品ロスの実態や原因を可視化し、食品ロス削減を促すことが報告されています^{*5}。食品ロス削減を意識しているけれど実際に行動する際にはつい忘れてしまう、という人は、冷蔵庫の扉に貼り紙するなど、行動直前にリマインドする仕掛けを作ってみるというのはどうでしょうか。このリマインドの仕掛けは「プロンプト」と呼ばれる行動変容の手法で、食品ロス削減効果が報告されています^{*6}。

*5 消費者庁「平成29年度徳島県における食品ロス削減に関する実証事業の結果の概要(ポイント)」

*6 P.van der Werf, J.Seabrook, and J.Gilliland:「“Reduce Food Waste, Save Money”: Testing a Novel Intervention to Reduce Household Food Waste」Environment and Behavior(2019年)1-33 ページ

家庭の食品ロス削減に向けた地域の取り組みもあります。最近私が注目しているのは、「コミュニティ冷蔵庫」や「シェア冷蔵庫」と呼ばれるフードシェアリングの取り組みです。街なかに冷蔵庫を設置して、その中に個人や事業者などが食べ切れない食品を持ち寄り、その食品は誰でも持って帰ることができるというしくみです。ヨーロッパなどで拡大中の取り組みですが、日本でも、横浜市の鶴見や岡山市の北長瀬で進展しています。

このほかにも、各家庭で余っている食品を持ち寄り、一緒に調理して食べる「サルベージ・パーティ」と呼ばれる取り組みもあります。これらの取り組みに参加するのはもちろんですが、まだ一部でしか行われていないので、思い切って主催するというのはいかがでしょうか？ 私も実は大学で、小さなフードシェアリングスペースを始めてみました。

事業者求められる食材管理が しやすい商品や技術の開発

家庭の食品ロス削減は、消費者個人の自主的な努力だけに頼っていては限界があります。消費者自身が意識や行動を変えていくことと同時に、事業者や行政にも努力が求められます。事業者や行政にも、消費者が適切な行動を取れるように環境を整える責任があります。

例えば、事業者においては食品を使い切りやすいような商品の拡充や、食材管理がしやすい冷蔵庫の開発などを積極的に進めることが期待されます。消費者の情報処理プロセスの特徴を踏まえて、食品のパッケージには極めて見やすい表示で食品の保存性に関する情報提供を行うこともできるでしょう。

お店で消費者に「ついで買い」や「衝動買い」をしてもらうことは、事業者にとって売り上げを上げる重要な販売戦略となっています。しかしついで買いや衝動買いは家庭の食品ロスを増加させますので、販売のあり方としてこのままで

よいのか見直す余地は大きいと考えます。消費者も基本的には無駄な買い物はしたくないはずなので、無駄なく買い物ができる店が長期的に消費者に選ばれる可能性は十分ありますし、無駄な提案ではないように思われます。しかし事業者の努力だけでは難しいのなら、行政による規制も求められるかもしれません。イギリスでは既に、「1つ買うともう1つが無料」という店舗の販売促進は禁止されているといいます。

行政は食品ロス削減に取り組む 事業者と連携する体制を

行政も食品ロスに関する多くの取り組みを行っていますが、なかなか取り組みに対する消費者の認知度が上がらないジレンマを抱えていると思います。行政のみで食品ロスに関する活動を広げるのは限界がありますし、非効率でもあります。事業者と連携して取り組み周知を図る、食品ロス削減に関する情報発信に力を入れている事業者、団体をサポートする方法を検討いただきたいと思います。例えばさいたま市は、「チーム Eat All」というプロジェクトを立ち上げ、事業者と連携して食品ロス削減の取り組みを進めています。

また、取り組みが認知されても消費者の行動変容にはつながらない、キャンペーン中は行動が変わってもキャンペーンが終わるとまた元に戻ってしまう、という問題もあります。ウェブサイトで情報提供したり、チラシを配ったり、シンポジウムを開催したりするだけでは、消費者の行動は変わりません。行動を変える仕掛けを作る必要があります。仕掛けのアイデアは簡単には生まれないかもしれませんが、そのような時にはぜひ、国内外の食品ロス研究の蓄積、ソーシャルマーケティングの知見を参考にしてください。

(取材：国民生活センター 広報部／文：ライター 秋山悠紀)

「持続可能な流通」に向けた 食品ロス削減の展開



石川 友博 Ishikawa Tomohiro (公財)流通経済研究所 上席研究員
流通業・行政の調査・コンサルティングに従事。経済産業省、農林水産省、
富山県、千葉県等で流通アドバイザー等。流通経済大学非常勤講師(2018年まで)



食品ロス削減の新たな展開

SDGs・脱炭素化を背景に、官民の連携加速

食品ロス削減が進んでいます。わが国の食品ロスは、事業系は2015年度から、家庭系は2016年度から、一貫して減少しています(図表1)。食品ロス発生要因の1つである返品は、(公財)流通経済研究所(DEI)の調査によれば、加工食品業界の返品金額が2016年度から一貫して減少し、2021年度(421億円)は2013年度(882億円)から半減しています。食品ロス削減の進展には、社会へのSDGsの浸透、脱炭素化要請の高まり、自治体による事業者支援の強化が影響しています。SDGsでは食品ロスを2050年に半減させる目標を定めていますが、SDGsがわが国の事業者の過半数で組織の目標や評価に組み込まれ、食品ロス削減はより全社的・戦略的な取り組みになりました。食品ロスは温室効果ガス排出量の発生要因の約10%を占めるとされ、排出削減の観点からも注目されています。2019年施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」は、自治

体に事業者と連携して食品ロスを削減する計画を立てるよう定め、45の都道府県が計画を策定しました。自治体の事業者支援により、京都市の市内小売店の販売期限の延長・撤廃や富山県の県内小売店の納品期限の緩和といった成果につながっています。そこで本稿では、食品ロスの発生要因の中でも改善効果が大きく、近年取り組みが広がる**発注リードタイムの延長、納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化**の3つに焦点を当て、現状や課題を解説します。

食品ロスの撲滅へ

広がり始める発注リードタイムの見直し

流通での食品ロス発生の根本原因は、余分な商品供給です。取引先や消費者が求める分だけ生産や発注を行えば、食品ロスは生じません。例えば、生活協同組合(生協)の個人宅配の流通では食品ロスは発生しません。消費者が注文してから配送までに1週間の猶予があり、単純化していえば、生協は在庫を持たなくても注文を受けてから発注すれば間に合うからです。食品ロスが発生するのは、取引先や消費者が買いそ^{そろ}うな商品を予測して、倉庫在庫や店舗での品揃えを先行させ、かつ、品切れを防ごうとするためです。品切れを防ぐには、余裕をみた数量を用意する必要がありますので、処分販売などを行わない限り、必ず売れ残りや廃棄が生じます。これを防ぐには需要予測精度の向上が重要ですが、一定の限界があります。欠品を許容することも重要ですが、集客力への影響懸念が強く難しいため、食品メーカー側での受注から納品までの期

図表1 食品ロス発生量の推移

年度	事業系食品ロス(万ト)	家庭系食品ロス(万ト)	加工食品の返品金額(億円)
2012	331	312	-
2013	330	302	882
2014	339	282	707
2015	357	289	703
2016	352	291	655
2017	328	284	569
2018	324	276	565
2019	309	261	570
2020	275	247	521
2021	-	-	421
2020/2012比	83.1%	79.2%	-
2021/2013比	-	-	47.7%

出典：食品ロス発生量は農林水産省および環境省による推計、加工食品の返品金額は(公財)流通経済研究所の調査結果

間を長くする「リードタイムの延長」が重要となります。リードタイムの延長は、発注や購入する側からみるとサービスレベルの低下となるため、メーカー側と店舗・消費者側双方がwin-winになる構図を作ることが難しく、多頻度小口配送に対する問題意識が高まった際にも見直しは進みませんでした。しかし、食品ロスの社会課題化、コロナ禍による省人化の要請、物流2024年問題(労働時間上限規制開始によるトラック運転手不足の深刻化)への対応を背景として、従来のやり方の見直しが広がりつつあります。

小売事業者と消費者の間では、季節商品の予約販売が広がっています。従来、店舗の販売予算の事情などから、季節商品の品揃えが需要数量に見合わない場合があり、廃棄が行われていました。そうした状況を受け、農林水産省が「恵方巻き」の予約販売実施を呼びかけ、コンビニが応じ、廃棄削減と加盟店の利益増加という成果を出しました。以後、同省の継続的な働きかけや事業者側で利益面の成果が認識されたこともあって、スーパー・コンビニ77社(2022年2月時点)が同省の呼びかけに賛同、ファミリーマートなどでは全季節商品を予約販売に切り替えるなど、取り組みが広がっています。

事業者間取引でも、小売事業者が旗振り役となってリードタイムを延ばす動きが広がりつつあります。例えば、イトーヨーカドーはパンの発注を1日前倒しすることで、食品メーカーとの間の配車手配の効率化や工場での見込生産減少による食品ロス削減に貢献しています。ミニストップはおにぎりなどの総菜について、店舗への納品頻度を削減して1回の発注・生産ロットを大型化するため、店舗からの発注と生産開始を前倒した結果、生産効率の向上と生産回数に比例する原料ロスの発生を抑制することに成功しています。さらに、配送便の積載率向上と配車手配の効率化を実現し、店舗では深夜配送便がなくなることで作業負担が軽減しました。スーパーのバローは、国土交通省が主体となっ

て進めている「ホワイト物流」推進運動の一環として、物流センターから店舗への加工食品の納品を発注の翌々日に変更。配車手配の効率化により車両台数の大幅削減が実現したほか、専用物流センターも食品メーカーからの即納可能品を中心に在庫を削減、店舗側では自動発注の導入により、店舗の在庫・機会ロスの最小化を図っています。

納品期限緩和の進捗と課題

実施率が過半数(金額ベース)に到達

商慣習の見直しも進んでいます。食品流通には製造から賞味期限までの期間の3分の1を「納品期限」とし、これを過ぎた商品は納入しない「3分の1ルール」と呼ばれる商慣習があります。納品期限を厳しく運用することは、新鮮な商品を提供できるメリットがある半面、食品メーカー側は、店舗に納入できなかった商品の卸業者からの返品や、過剰な安全在庫を保有することにつながります。こうした返品や過剰在庫は、事業系廃棄ロスの発生要因になるほか、返品作業や過剰生産に伴うサプライチェーン全体の非効率率、エネルギーの無駄遣いにつながっています。DEIは2013年度にコンビニ4社・大手スーパー4社と納品期限を3分の1から2分の1に緩和する実証実験を行い、納品期限緩和が小売業界全体に広がれば、飲料・菓子(賞味期間180日以上)だけでも4万トンの食品ロス削減効果が見込めることを明らかにしました。実際に納品期限を緩和した結果、1つの小売事業者の物流センターに対する1メーカー(飲料)の出荷において、年間約6千トンの食品ロス削減効果を確認しました。この結果を踏まえ、農林水産省が中心となって小売業の納品期限緩和に向けた取り組みを促しており、実施事業者が拡大しています。2021年夏の調査の結果、納品期限緩和事業者数は前年から44社増の186社となりました(図表2)。特に事業者数の多い食品スーパーと、食品の取り扱いが増えているドラッグストアでの

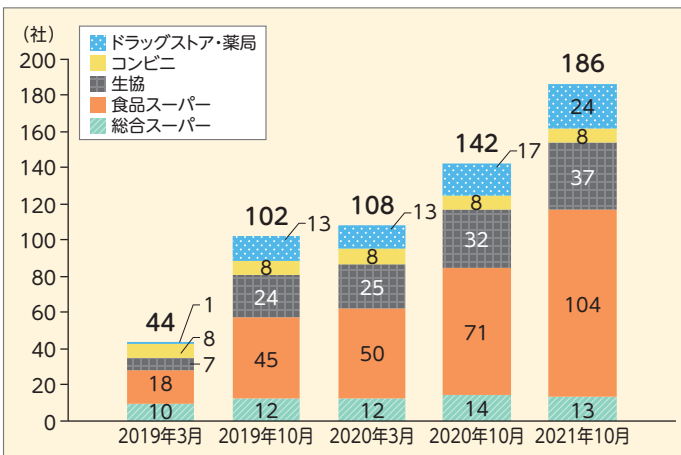
取り組みが広がっています。

ただし、納品期限緩和の実施率は金額ベースでは46.1%に対し、事業者数ベースでは14.1%にとどまります。これは年商300億円未満の中堅・中小の小売事業者の納品期限緩和実施率が低い(7.9%)ためです。一部の事業者の納品期限が厳しいままだと、食品ロス削減効果を発現するためにはメーカーや卸は取引先ごとに納品期限を踏まえて出庫作業を行わねばなりません。取引先数が多いと作業は困難を伴い、結果的に最も厳しい納品期限に合わせた出庫管理をせざるを得ず、納品期限緩和の効果は出ません。他方、納品期限を緩和した小売事業者に実施したヒアリングからは、納品期限の緩和による売上や利益に影響はなかったことが分かっています。こうしたリスクの少なさや、納品期限緩和の意義や効果を中堅・中小小売事業者の経営者に伝え、緩和を促すことが課題です。

賞味期限表示の大括り化の重要性

賞味期限を「年月日」ではなく「年月」や10日単位などで表示をまとめることを「賞味期限表示の大括り化」といいます。もともと賞味期限が3カ月を超える食品は賞味期限を「年月」で表示することが認められていましたが、日別の賞味期限により出荷した商品の追跡・管理を行うことが多く、2010年代前半までは菓子など一部の食品を除いて大括り化は行われていませんでした。しかし、大括り化は食品ロス削減に加えて物流や店舗の作業軽減にもつながり、拡大が期待されます。大括り化が食品ロス削減に寄与するのは、流通の現場では「先入れ・先出し」の商品管理を行っているからです。先入れ・先出しを取引先が行いやすいよう、食品メーカーからは、前回より賞味期限の古い商品は納入しない慣行

図表2 業態別納品期限緩和の実施状況



年商規模	売上高ベース(億円)			事業者数ベース		
	売上高	納品期限緩和実施	実施率	事業者数	納品期限緩和実施	実施率
全体	256,704	118,384	46.1%	923社	130社	14.1%
300億円以上	206,480	109,681	53.1%	173社	71社	41.0%
300億円未満	50,224	8,704	17.3%	750社	59社	7.9%

出典：グラフは(公財)流通経済研究所(2021)「食品ロス削減のための納品期限等に関するアンケート調査」結果を基に作成。表は「2021 食品スーパーマーケット年鑑 全国版」(株式会社流通企画)と同アンケート調査結果を基に(公財)流通経済研究所作成。グラフが示す納品期限緩和実施企業数(186社)と表の納品期限緩和実施企業数(130社)が一致しないのは、表の集計対象が「2021 食品スーパーマーケット年鑑 全国版」に食品売上高が掲載されている企業(744社)であるため。グラフのほうには、「2021 食品スーパーマーケット年鑑 全国版」に掲載されていない企業も含まれている

となっています。そのため年月日表示の場合は日付順の納入が求められ、1日でも古い商品は納入できず廃棄につながる場合があります。大括り化により、日付順から月順での対応となるため、こうした食品ロスを抑えることができます。また、商品の管理単位が減るため、製・配・販各層の保管・配送・入出荷等の業務効率化につながります*。

こうした効果が認識されたこともあって、2021年10月末時点で、大括り化した事業者は前年から70社増の223社で、缶詰、瓶詰、レトルト、清涼飲料、菓子、調味料のメーカーなどで取り組みが広がっています。食品ロスに加えて、コロナ禍対応による物流現場や店舗における省人化の要請、物流の2024年問題、激甚化する気象災害への対応といった新たな課題に直面する食品流通にとって、食品ロス削減、物流効率化、災害対応力向上などの効果をもたらす大括り化は、いっそうの拡大が期待されます。

* (公財)流通経済研究所 食品ロス削減のための商習慣検討ワーキングチーム事務局「食品ロス削減に向けた賞味期限表示の大括り化事例」(2020年10月)
https://www.maff.go.jp/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/shoumizirei-1.pdf

京都にて、大学生や地域と 食品ごみ削減に挑戦！



浅利 美鈴 Asari Misuzu 京都大学地球環境学 准教授、博士(工学)
専門は「ごみ」や「環境教育」。災害廃棄物や有害廃棄物、食品ロス、プラごみ、途上国支援、SDGsなどが最近の焦点。「3R・低炭素社会検定」や「エコ〜るど京大」「京都超SDGsコンソーシアム」など、実践・啓発活動や情報発信にも力を注いでいる



京都市と京都大学は、1980年より家庭ごみを細かく分けて分析する細組成調査を続けてきました。毎年実施してきた調査ですが、なかでもハイライトは、手もつけられず、時に開封もされないまま捨てられた「手つかず食品」を並べて撮影するところです。今でいうところの「ばえる」シーンですが、いつも多量の手つかず食品に、心痛む瞬間でもあります。これまで、これらの結果を、さまざまなかたちで発信すると同時に、政策提言にもつなげてきました。ただ、私たち研究者が発信しているだけでは、広がりに限界があります。そこで私たちは、学生の皆さんの力を借りたり、地域に入ったりして、より多くの人に、取り組みの輪に加わってもらおうとしています。本稿では、そのような事例を紹介します。

エコ〜るど京大 みんなの食ロス革命

まず、大学生の皆さんとの取り組みについて紹介します。担い手は「エコ〜るど京大」メンバーです。エコ〜るど京大は、京都大学の学生・大学院生を中心に、教職員や事業者・団体・市民の方々も一緒になって2013年に立ち上げた有志の集まりです。参加型でのサステナブルキャンパス・地域構築をめざして、さまざまな活動を展開しています。プラスチック問題について考え、行動する「京都大学プラ・イド革命」、眠っている着物に命を吹き込む「Kistory」、SDGsについてみんなで学ぶオンライン番組「今日も明日もSDGs」などなど、専門や世代を超えたメン

バーだからこそ生まれてくるユニークな取り組みを展開しています。その中のテーマの1つが、食品ごみ削減のための取り組み「みんなの食ロス革命」です。

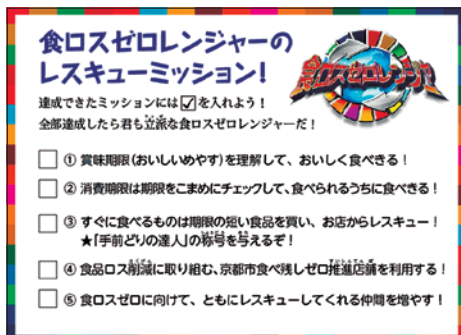
「みんなの食ロス革命」は、2021年から始めた一連の取り組みのキャッチフレーズです。まず、担当する数名の学生が中心になって、食品ロスについて勉強したうえで、子ども向けに定期発行している「びっくり！エコ新聞」にて、特集を組みました。通常12万部程度を京都市立の小中高校生に配布するところ、特別に20万部印刷し、京都超SDGsコンソーシアム(京都市・京都大学・事業者約20社から成る)を通じて、幅広く配布しました。作成したコンテンツは、同コンソーシアムのウェブサイト「SDGs KYOTO TIMES」でも発信しています。びっくり！エコ新聞とも連動するかたちで、オンライン配信セミナー「SDGs問答」の第4回として「挑め、食ロスゼロレンジャー！」をテーマにして実施しました。門川大作京都市長、奈良屋記念杉本家保存会 料理研究家(京都の家庭料理)の杉本節子氏、京都府飲食業生活衛生同業組合理事長(京都嵐山 廣川 店主)の牧野順二氏が出演してくださり、小中高校生からの素朴でありながら鋭い質問を受けるかたちで、それぞれの立場からアイデアや知恵を教えてくださいました。このときのような、YouTube「SDGs KYOTO TIMES」にてご覧いただけます*。また、食品ロス削減を学び、実践する子どもを増やし、家族にも働き掛けてもらおうと、びっくり！エコ新聞や商業施設等

* <https://youtu.be/4m6Ketst97g>

食ロスゼロレンジャーウェブサイト
ー 5つのレスキューミッション



URL : <https://eco.kyoto-u.ac.jp/sdgs/kyoto-times/syokuloss-ranger/>



での展
示・ワー
クショッ
プなどを
通じて
「食ロス
ゼロレン

ジャー」の募集を行いました。5つのレスキューミッションを例示し、そのようすをレポートしてもらうというもので、報告してくれた方、約100人に「食ロスゼロレンジャー認定証」をプレゼントしました。この食品ロスの取り組みに限りませんが、学生の皆さんとの活動では、こちらが気づかされることも多々あります。「子どもに伝えるにはゲーム感覚でできるのがよい」「取り組みに表彰を！」など、ブレインストーミングを重ねて企画を作ってきました。今回のように、他者に伝え、動かそうとすると、学生の皆さん自身の学びや関心も深まります。今、得た知見なども活かして、京都大学内における食品ロス削減の取り組みなども考案してくれているところです。

京都里山SDGsラボ(ことす)の
食品ごみゼロプロジェクト

地域での取り組みも紹介したいと思います。現在、私たちが活動拠点の1つにしているのは、京都市の北部中山間地にある京北^{けいはく}地域です。京都駅前から車で約1時間ですが、市街地とはまったく違う森林の風景が広がり、思わず深呼吸したくなるような場所です。しかし、基幹産業で

あった林業の低迷などもあり、人口は減り続けています。日本に数多くある中山間地域と同じように、持続性の危機に直面しているのです。ここにある廃校を利用し、昨年度「京都里山SDGsラボ(ことす)」を立ち上げました。テレワークができる、つまり事業活動ができる施設と、オンライン発信や木工や手芸、料理、展示などができる施設を組み合わせたもので、社会課題解決に向けた「SDGsバレー」をめざして始動しました。「ことす」では、食品ごみゼロをめざすプロジェクトも展開中です。正確には、食品焼却廃棄ゼロです。もちろん、食品ロス削減が第一ですが、それでも出てくる調理くずなどを含め、食品ごみが焼却されず循環利用されるようにしたいと考えています。現在取り組んでいるのは、生ごみを発酵させ、メタンガスと液肥を取り出す処理方法です。水分が多い生ごみにとって、最適な方法の1つではないかと考えています。さらに、化学肥料が高騰するなか、液肥^{えきひ}を農業に活用できれば一挙両得になる可能性もあります。昨年度から専門家や地域の方々と勉強会を始め、モニターによる生ごみ分別実験を行い、小さなモデルプラントも設置しました。地元のシニアの皆さんからは「子どもの頃は生ごみはみんな活用していたねえ」など、以前の循環を思い出す声も上がりました。その点において、過去の経験を持つ先輩方は強い味方にもなり得ると思います。もちろん、頭では分かっている、生活まで変える(戻す)ことは簡単ではありません。新しい技術も取り入れながら、実現方法を模索したいと思います。なお、地元の小学校における資源循環の授業も展開しています。子どもたちは、納得しなければ理解を深めてくれませんが、ことすの専門スタッフの丁寧かつ刺激的な授業に、わくわくしているようすが伝わってきます。

食品ロス問題は、意外に「自分ごと化」が難しいテーマですが、他の事例に学びつつ、多様な担い手を巻き込みながら、今後も、生活や地域への落とし込みをめざしていきたいと考えています。



フードドライブと食品ロス削減 ーフードドライブ実施の手引きからー

環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室

はじめに ー食品ロスの動向ー

食品ロス問題は、2015年9月25日に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」(SDGs)のターゲットの1つとして、2030年までに世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっています。

わが国は食料の多くを輸入に依存しており、食料自給率はカロリーベースで38%(2021年度)に過ぎません。一方、食品ロス発生量は事業系・家庭系の合計で522万トン(2020年度推計)に上り、この量は国連世界食糧計画(WFP)による食料援助量(約440万トン)をも上回ります。食品ロス問題は、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在するなかで、とりわけ大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存しているわが国として、^{しんし}真摯に取り組むべき課題です。

これらの背景等を踏まえ、2019年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)が成立・施行され、国、自治体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進しているところです。また、SDGsも踏まえた食品ロス削減目標を定めており、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月閣議決定)、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(2019年7月公表)において、ともに2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるとの目標を掲げています。

フードドライブと食品ロス削減

フードドライブとは、家庭で余っている食品を公共施設、学校、事業者、イベント会場などで集めて、食品を必要としている地域の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。国の「孤独・孤立対策の重点計画」(2021年12月28日 孤独・孤立対策推進会議決定)における具体的施策の1つとしても位置づけられています。

フードドライブの手引き

フードドライブの推進に際しては、「実施したいがやり方が分からない」など、ノウハウの蓄積が十分でないことや、実施にかかる費用(運搬費用等)負担の課題、消費者の認知がまだ十分に高くはないことなどがフードドライブの普及の妨げとなっていると考えられます。

そこで、環境省では、自治体が自らフードドライブを実施する、または地域の団体等が実施する際に参考としてもらえるよう、2022年3月に「フードドライブ実施の手引き」を作成しました。本手引きでは、フードドライブの実施手順、初めての実施でも円滑に実施するポイント、実施上の課題と解決策などを具体的な事例とともに紹介しています(図)。

フードドライブの実施上の課題と解決策

フードドライブ実施の手引きでは、実施上の課題として、回収品の運搬、回収品のミスマッチ、対象外品の寄付、食品事故への懸念、検品・

集計の負担を挙げているが、本稿ではその一部の課題について解決策例を紹介する。

(1) 回収品の運搬

フードドライブ実施団体(以下、実施団体)自らが回収品を運搬する場合、回収拠点からフードバンク等までの運搬のため、実施団体自らが運搬する、もしくは宅配便で送付する必要がある、物流体制の整備、梱包・発送等の作業、物流コスト等の負担が課題となるほか、マンパワーの確保も課題となります。

この解決策には、近隣のボランティア団体に運搬車両とスタッフを用意してもらい、運搬してもらう取組例や、物流会社と協定を締結し保管、運搬の課題解決をめざした実証事業等の取組例を挙げている。

(2) 回収品のミスマッチ

フードドライブは家庭で余った食品が寄付されることが多いため、少量・多品種となる傾向があり、実施団体自らが支援先の施設や家庭のニーズと回収品をうまくマッチングさせる工夫・作業が必要になります。

この解決策には、食品の寄贈者に食品寄贈申込書を記入してもらうこと、食品確認窓口では、寄贈者に立ち会ってもらい、寄贈食品の状態や期限等を確認して受領リストを作成、問題がなければ受領することでミス

マッチを事前に防ぐなどの取組例を挙げている。

(3) 食品事故への懸念

回収した食品を提供した際に健康被害が発生した場合や、転売された場合のリスクに対する懸念があります。

この解決策には、食品受領時に実施団体で検品をし、未開封で賞味期限が1カ月以上あること等を確認することで健康被害リスク

軽減を図り、提供先のフードバンク団体等でも検品する二重チェックの取組例を挙げている。また、損害保険会社が提供する「NPO賠償責任保険」にフードバンク団体等が加入することで、万が一、食品事故が発生しても保険適用を受けられ、実施団体から食品提供を安心して受けられるなどの取組例を挙げている。

おわりに

食品ロス削減は、資源循環のみならず炭素中立型の経済社会の形成に資するものです。食品ロスを削減していくためには、国民がそれぞれの立場において、主体的にこの課題に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を社会全体で図っていくことが重要です。

フードドライブの実施は、食料の支援を必要とする人への支援を通じた貧困問題の解消のみならず、分け合う心(福祉)の醸成を図る、地域の関係性づくり、共助・公助の土台づくり、といった大切な目的・効果も期待できます。自治体自らが地域の関係主体と連携し実践することを通して、地域住民の食品ロスへの関心を高め、一人一人が食品ロスの問題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、具体的な行動に移して定着させていく契機になると思います。

図 「フードドライブ実施の手引き」概要



環境省 食品ロスポータルサイト <https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/muni.html> より



高齢者の財産を適正に管理し承継するための選択肢 －「家族のための信託」を考える－

遠藤 英嗣 Endo Eishi 弁護士

1971年法務省検事、2005年東京法務局所属公証人、2015年弁護士登録。遠藤家族信託法律事務所所長弁護士、日本成年後見法学会常任理事。著書に『全訂 新しい家族信託』（日本加除出版、2019年）、『家族信託契約』（日本加除出版、2017年）など

高齢者の財産管理と遺言の問題点 および家族信託

本稿では、高齢者の老後の安心設計にとって大事な遺言と後見契約（任意後見契約と財産管理委任契約が一体となったもの）、それにこれらに代わる役割を果たす、家族のための民事信託（以下、家族信託）について説明します。

(1) 多くの高齢者の財産管理は無防備である

高齢者の財産については、特殊詐欺などにあわないためにも確かな管理が求められています。これが同居の家族等に託している場合でも、あこぎな親族の経済虐待の対象になることも少なくなく、最近では違法ないわゆる「囲い込み」の温床になっています。そこで必要なのは、自分で後見人を選び、いざというときに生活の支援や財産管理を託す任意後見契約^{*1}だと考えています。これによれば法定後見のように見知らぬ者が後見人として家庭に入ってくることもありません。

(2) 遺言は大事だが、^{かんせい}陥穽（落とし穴）も少なくない

遺言は、長年の間に築き守ってきた大事な財産を、相続人など誰にどのように配分して^{のこ}遺し、後世に役立たせるかなどについての、本人（遺言者）の考え（思い）を残すものです。しかし、この遺言は2018年の民法改正により絶対的効力を失い、遺言者が遺言に託した特定の財産を特定の相続人に承継させるという願いを必ずし

も実現できないことも起きてしまうことになったのです。まして、遺言書に従う意思がない相続人は、せっかく作成された遺言を反故にし、遺産分割に持ち込もうとする者もいます。

「親を囲い込む」事件（東京地裁令和元年11月22日判決）

当時80歳の母親を自宅から連れ出した長女と次女が、三女と母が会うことを阻み続けたことに関して不法行為に当たるとし、長女らに対して110万円を三女に賠償するよう命じる判決がありました。このほか、相続人が、受遺相続人（遺言で多くの遺産を取得した者）を相手に、認知症の遺言者（親）を囲い込み遺言書を書かせたとして、遺言無効を訴える例も少なくありません。

(3) 家族信託は難しいしくみであるが、 「大きなとりで」となる

家族信託^{*2}は、このような遺言書の脆弱な^{ぜいじゃく}点を補って、特定の人が確実に特定の財産を承継するしくみです。しかも、相続発生前は、その財産で自らが希望する生活や療養看護など、それまでと変わらない手厚い支援を受けることが可能なのです。しかし、誰でも簡単に作れるものではありません。したがって、財産承継の王道は今でも遺言書にあります。

家族信託とは

家族信託とは、委託者が、自分が所有している管理が難しい不動産や金融資産など一定の財産を別扱いにして、信頼できる受託者にその管

^{*1} 将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ任意後見受任者（任意後見人になる人）と任意後見契約を締結し、もし本人が認知症等により判断能力が低下した際には、裁判所に任意後見開始（任意後見監督人選任）の申立てをし、その申立てによって選任された任意後見監督人の監督のもとで、任意後見人が本人の財産管理や身上保護につき支援や必要な手配を行う制度

^{*2} 詳しいしくみなどは、ウェブ版「国民生活」2019年5月号特集2 遠藤英嗣「高齢者の生活と資産を守る『家族信託』を考える－家族信託を正しく理解し消費者被害にあわないために－」4～7ページを参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201905_02.pdf



理等を託して名義を移転(信託譲渡)し、受託者は、当該財産(信託財産)を委託者が定めた信託の目的に従って管理活用(運用)、そして処分をします。その中で、特定の受益者(委託者のほか、配偶者や障害を有する子)に生活費や施設利用費等を給付し、最後に残った財産を特定の相続人等に引き渡すというものです。遺言でもできますが、多くは契約(家族信託契約)で行います。

(1) 家族のための民事信託と信託銀行等の信託商品

信託というと、信託銀行で扱っている信託商品のことしか思い浮かばない人も多いのではないかと思います。本稿では、主として家族のための民事信託を「家族信託」として説明します。

①今日、一般に信託銀行等が取り扱う家族のための信託は、委託者の認知症発症に対応できる信託商品として、また残される配偶者や相続人のために信託財産が給付される商品として数多く売りに出されています。これらは、「商事信託」といわれるものですが、基本は家族民事信託と同じく信託法に依拠しています。

②家族のための民事信託とは、受託者が「業」として信託を引き受けるものでないものをいいます(業として信託を引き受けることは、信託業法で制限されている)。業とは、営利の目的をもって反復継続する意思で信託を引き受けるというもので、家族親族が身内の者のために受託者になるのはこれには当たらないと考えられます。

③しかし、弁護士や司法書士など士業の者が、受託者となるのは信託業法に抵触すると考えられています。

(2) 家族信託のメリットとデメリット

家族信託のメリットは、次の2点に集約されます。

①家族信託は遺言や成年後見制度によらないで、家族親族による「確かな財産管理(後見信託)」と「資産の確実な承継(資産承継信託)」を実現するものです。すなわち、遺言や成年後見制度では対応できない財産管理や承継が実現でき

るということです。特に、成年後見制度では実現困難な財産の運用を通じて相続対策を行い、また配偶者や子の生活や福祉を確保する場合に活用されています。

②家族信託は、財産を「守る」「活かす」「遺す」という機能を有することからこれを活用し、自由な発想で広遠な希望をかなえることができます。一般には、委託者が託した財産が、受託者の倒産等によってその債権者に差押え等を受けることがないことや、不動産の共有化による使用や税負担、処分時などのトラブルを避けられるという利点があります。さらには、後継ぎ遺贈型受益者連続信託によって、遺言では実現できない後継ぎ遺贈の問題を解決できることから、親亡き後の問題で、子に相続人がいない場合でも残った財産が国庫に帰属することなく、支援した人や団体に給付することができるのです。

家族信託のデメリットの主なものを挙げると、

- ・ しくみが特異で、理解が難しい契約であること
- ・ 正しく説明し、企画・制作できる家族信託支援業務(信託の相談を受けて信託事務開始まで導く事務手続)を担う専門家が少ないこと
- ・ 何でもできるものではなく、あくまでも「受益者のための制度」であること
- ・ これを利用しても遺留分侵害額請求は遮断できないこと
- ・ それ自体に節税効果はなく、また税務も難しいこと

などです。

希望にかなった財産管理と承継のための選択肢は何か

(1) 生前の財産管理は任意後見契約と家族信託を考える

家族信託制度を利用することによって成年後見制度を回避しようという動きがあります。

しかし、同じ財産管理制度でも、両制度はそれぞれの守備範囲は異なり、家族信託を利用すれば成年後見人は不要であるということにはな



りません。本人の財産でも信託財産にはならない財産がありますし、身上保護の手続などには受託者の権限は及びません。必ず、家族信託契約と同時に任意後見契約を締結しておくべきです。

(2) 確かな財産の承継は家族信託と公正証書遺言で実現する

①遺言は多くの場合、まず、親身になって支えてくれた配偶者や自らを犠牲にしてまで尽くしてくれた人に対して、その恩に報いるため遺言で遺す最良の手段であり、特に確実に特定の財産を後継者等に承継したいときには、家族信託が最も有効です。しかし、年金をはじめ、農地や賃貸人の承諾のない借地権などは、信託ができません。したがって、遺言は、家族信託があっても大事な法律行為なのです。

②高齢者が委託者となって設定する家族信託契約は、いくつかの活用の類型がありますが、主なものは次の4つです。

- ・ 高齢者本人のための信託～主として認知症に備えるためのもの^{*3}
- ・ 本人と高齢の配偶者のための信託
- ・ 障害を有する子のための信託
- ・ 資産(家産)承継のための信託

③財産の承継の方法としては、このほかに「生前贈与契約」と「死因贈与契約」があります。生前贈与は課税の問題がありますし、死因贈与の場合は手続上の問題も残りますので、公証人に相談のうえ公正証書での作成が望まれます。

消費者被害にあわないための留意点

(1) 家族信託契約の現状と課題を知る

①家族信託にあっては、信託財産の分別管理のため、受託者が託される金銭を「信託口」口座に移動して管理することになりますが、この口座を開設する金融機関が少ないことが大きな課題となっています。

②士業専門職(以下、専門職)が家族信託支援業

務を担うも力不足で、しかも倫理観の欠落からか家族信託が悪用される事例も少なくありません。このことは、次に事例で説明します。

(2) 信託契約で消費者トラブルにあわないために気をつける点

①東京地裁令和3年9月17日判決の事件は、依頼者が、信託の組成を依頼した専門職とトラブルになり、筆者が訴訟代理人になった、不法行為等に基づく損害賠償請求事件です^{*4}。事件は、専門職が、「家族信託を利用すれば、信託内借入れも可能だし、信託口座はどこでも開設できる」と説明したので、この専門職に対し信託契約の組成や口座開設の支援等を委任したのです。しかし、専門職が作成した信託契約公正証書は金融機関において有効なものと認められず、受託者において「信託口」口座が開設できなかったのです。筆者は依頼者から相談を受け検討の結果、当該専門職が、依頼者に対する説明につき法令実務精通義務に基づく説明責任等を怠ったことは明らかだとして、不法行為に基づき専門職に支払った手数料報酬や新たに信託契約書を作成し直す費用、先の登記の抹消登記手続費用等について損害賠償を請求しました。なお、審理の途中で債務不履行責任も追加しましたが、これに対して、東京地裁は専門職の不法行為の事実を認めて原告請求の相当部分につき損害賠償を命じたのです。

②①の事件でも分かるとおり、まずは確かな専門職に相談することです。

③また、「信託に甘い話はない」と肝に銘じておくことです。「信託では何でもできる」「信託すれば税金が安くなる」と言われ、高額な手続報酬を支払っている例があります。トラブルにあわないためには、家族信託支援業務の範囲を明確にして書面で契約することが大切です。これにより、不誠実な専門職の逃げ道を塞ぐことができます。

*3 前掲*2 7ページ図2参照

*4 遠藤英嗣『家族信託の実務 信託の変更と実務裁判例』(日本加除出版、2021年)225ページ

中古住宅を 買うとき 売るとき



中古マンションの購入

中戸 康文 Nakato Yasufumi 一般財団法人不動産適正取引推進機構 調査研究部上席研究員
不動産適正取引推進機構では、不動産取引に関する紛争事例や行政処分事例等の調査研究を行っており、それらの成果を機関誌『RETIO』やウェブサイトにて情報提供している <https://www.retio.or.jp/>

中古マンション購入における 留意点



中古マンションは中古住宅と比べて至便な立地に住める、売却情報が多くその中から選択ができる、比較的安価などの利点があります。

しかし、一棟の建物を複数の区分所有者が共同して所有・居住する形態であることから、建物の状態はもとより、区分所有に係る権利関係や、建物使用におけるルール・制約、マンション管理組合の運営・管理状況等の確認をしておくことが必要です。

(1) 専有部分と共用部分

専有部分は、一棟の建物において、構造上区分された部分で、各区分所有者が所有し、独立して住居等の用途に使用される部分です。

共用部分は、専有部分以外の建物やその付属物等である**法定共用部分**(屋根、外壁、廊下、エレベーターなど)と、専有部分となり得る部分を管理規約により共用部分とした**規約共用部分**(集会室や管理人室など)があります。

(2) 修繕・管理責任

マンションの維持・管理は、専有部分は区分所有者が、共用部分は区分所有者全員で構成される管理組合が主体となります。

したがって、建物に不具合(配管の劣化による漏水事故等)が発生した場合の修繕義務や、漏水被害に関する賠償責任は、発生原因が専有部分の場合は区分所有者が、共用部分の場合は管理組合が負うことになります。

また、区分所有者が修繕(リフォーム)等を行

う場合、行うことができる範囲は、原則専有部分に限られ、玄関ドアや窓などの共用部分について行うことはできませんので、管理規約等により「建物・設備の専有部分・共用部分の区分」の確認をしておく必要があります。

情報収集・現地確認のポイント



情報収集や現地・内覧調査では、次のことなどについて確認をします。

(1) 一棟の建物・共用部分

- ・建築後の経過年数、新耐震基準(1981年6月施行)に適合した建物か否か^{*1}
- ・建物外壁等の全体の状況や共用玄関・廊下・エレベーター等の維持管理の状況
- ・メールボックス、ゴミ置き場の位置と管理状況、宅配ボックスの有無
- ・セキュリティの状況

(2) 専有部分・専用使用部分^{*2}

- ・天井・壁：雨漏り、漏水の跡、クロスの剥がれの確認、結露が起きやすいことはないか
- ・床：傾きや沈み、割れがないか
- ・収納等：建具類、カーテンレール等の状況
- ・開口部：窓・網戸の劣化状況
- ・水回り：漏水、詰まり、赤水、悪臭の発生、水圧の状況、給湯器の状況
- ・設備：電気容量、テレビ・BS、電話回線、インターネットの配線状況(使用の可否)、エアコンの配管経路・室外機置場の確認
- ・その他室内の状況：隣室(隣や上下階)からの騒音や振動はないか、臭気はないか

*1 1981年5月以前に新築工事着手の建物は耐震性能が十分でない可能性があるため、耐震診断や耐震補強工事実施の有無等について確認を行う

*2 パルコニー、専用庭、玄関扉、窓枠等の共用部分について、管理規約により専用使用が認められた部分

- ・バルコニー：手すりの腐食、排水状況、床の割れ、外壁の劣化状況、避難経路の確認
- ・駐車場・駐輪場・トランクルーム：空きの状況、広さ、使用料

(3) 周辺環境

- ・煙突など、環境に影響を及ぼす施設はないか
- ・日照や眺望に影響する建物の建築計画の有無
- ・ハザードマップによる災害リスクの確認^{*3}

コラム

騒音・近隣トラブルの有無の確認を

各住戸が隣接する集合住宅は、騒音等による近隣トラブルが起きやすい面があり、売主の売却理由が当該トラブルによる場合も時々聞かれます。購入検討に際しては、騒音トラブルや近隣住民とのトラブルがなかったかについても、媒介業者を介して確認をしておきましょう。

リフォーム済物件は改修箇所を確認する

「リフォーム済」の説明により、内装・設備・配管等すべてがリフォームされていると勘違いしたとか、工事がずさんで再度リフォームが必要となったなどのトラブルが聞かれます。リフォーム箇所とされていない箇所の確認と、リフォーム箇所は、適切に工事が行われているかの確認をしておきましょう。

重要事項説明の確認ポイント

マンションの重要事項説明では、一般の説明事項に加えて、マンションを所有するに当たり確認をしておくべき次の重要な事項について、説明が行われます。

- 一棟の建物又はその敷地に関する権利及びこれらの管理・使用に関する事項^{*4}
 - ・敷地に関する権利の種類及び内容
 - ・共用部分に関する規約等の定め
 - ・専有部分の用途その他利用の制限に関する規約等の定め
 - ・専用使用权に関する規約等の定め
 - ・所有者が負担すべき費用を特定の者のみに減免する旨の規約等の定め

- ・計画修繕積立金に関する事項
- ・通常の管理費の額
- ・管理の委託先
- ・建物の維持修繕の実施状況の記録

(1) 敷地に関する権利の確認

図 敷地に関する権利の種類及び内容(例)

敷地の面積	登記簿〇㎡	実測〇㎡	建築確認の対象面積	〇㎡
権利の種類	1. 敷地権(所有権) 地上権・賃借権 2. 所有権 3. 地上権 4. 賃借権			
所有権以外の場合	対象面積		㎡	
	存続期間		年 月 日まで	
	区分所有者の負担額			

●敷地権であることの確認

敷地の権利の種類について、建物と土地の敷地利用権^{*5}を分離して処分することができない「敷地権」である確認をします(図)。

「敷地権でない」場合は、建物と土地等との分離処分が可能な場合があるので、管理規約や登記事項証明書等により、権利の内容などを確認します。もし、管理規約や土地建物の権利関係等の内容が不明で、問題があると思われる場合は、購入の判断は慎重に行う必要があります。

●敷地が普通借地権(地上権・賃借権)の場合

存続期間、地代、更新(更新料)の有無、売却する場合の土地所有者の承諾(承諾料)が必要か否かなどの借地契約の内容について確認します。

⚠ 敷地が一般定期借地権の中古マンションの購入検討は慎重に

一般定期借地権は、普通借地権と異なり借地契約の更新はありません。購入を考える場合には、借地期間しかマンションに居住できない(借地期間が短くなると売却は難しい)、借地契約終了時に建物を解体して更地を土地所有者に返還する必要がある(建物解体積立金の負担がある)等のデメリット部分について、十分理解をしたうえで検討することが必要です。

^{*3} ウェブ版「国民生活」2022年6月号17ページ参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202206_05.pdf

^{*4} 【参考】(一財)不動産適正取引推進機構「不動産売買の手引き」60-62ページ「重要事項説明書の参考例(マンション)」
<https://www.reio.or.jp/info/ebook/baibai/html5.html#page=65> (改訂によりページが変わる場合あり)

^{*5} 敷地利用権：専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利。登記により敷地権と呼ばれる

(2) 専有部分の利用に関する制限の確認

マンションでは、住民の快適な生活環境を守るため、管理規約において、次のような利用制限がされている場合があります。利用制限の有無とその内容について確認をします。

〈主な利用制限の例〉

- ・ 居住用途以外の使用禁止
- ・ 専有部分のリフォームに関する制限
- ・ ペット飼育の禁止(または制限)
- ・ 楽器演奏の制限
- ・ 民泊利用の禁止

〈リフォームを予定している場合の注意点〉

リフォームを行う場合、通常管理規約等により管理組合の承諾が必要で、隣室・上下階室との騒音トラブル、漏水事故の危険性等から、希望のリフォームが行えない(床のフローリングへの変更、水回りの位置の変更など)場合があります。大規模リフォームを前提に購入検討をする場合には、希望のリフォームが可能かについて、確認をしておくことが必要です。

(3) 専用使用権に関する規約等の定め

バルコニー・専用庭・トランクルーム・駐車場^{*6}・駐輪場等について、専用使用権の有無、使用料等について確認をします。また、管理規約等において、その利用の制限について確認をしておきます。

(4) 修繕積立金・管理費用の確認

区分所有者の修繕積立金の積立て・管理費用の支払いは、適切なマンションの維持管理に必要なものです。重要事項説明においては、次の事項について確認を行います。

● 毎月の積立額・支払額

金額が過少の場合、大規模修繕を行うときに一時負担金が発生する、日常の適切な維持管理がなされないなどの問題が発生します。また、

修繕積立金・管理費等の負担について、変更予定の有無についても確認をしておきます。

● 専有部分の滞納額

売主が修繕積立金等を滞納していた場合、管理組合はその支払いを買主に対しても請求できます。もし、滞納がある場合は、引渡し時において売主がその解消をしているか確認をする必要があります。

● 既に積み立てられた修繕積立金額及びほかの区分所有者による滞納額

特に大規模修繕工事は、適切な金額が積み立てられていないと「一時負担金が発生する」「資金が足りず工事が行えない」などの問題が発生することから、適切な金額が積み立てられているか、ほかの所有者により多額の滞納が発生していないか(管理組合は適切に滞納の対応をしているか)について確認をします。

⚠ 大規模修繕工事の予定がないかの確認

もし大規模修繕工事が始まれば、その期間は足場が掛かり、工事の騒音が発生するなど、住環境に一定の制限が生じます。また、既存の積立金で足りない場合、区分所有者に一時負担金が発生することがあります。近く工事予定がないかについても確認をしておきます^{*7}。

(5) 管理の委託先の確認

管理の形態(全部委託管理、一部委託管理、自主管理)、委託をしている場合には委託先について説明がされます。どのような管理が行われているか確認をしておきます^{*8}。

(6) 維持修繕の実施状況の確認

共用部分及び専有部分について、維持修繕実施状況の記録が保存されている場合は、その記録について説明がされます。過去どのような修繕が行われたかについて、確認をしておきます。

^{*6} 駐車場に関するトラブルはよく聞かれるところであり、駐車場利用の形態(専用使用、管理組合との使用契約など)や契約期間、使用料、駐車区画、引渡し時点で空きはあるか、所有自動車が増えるかなどについて、十分な確認を行っておく必要がある

^{*7} 媒介業者の修繕積立金や大規模修繕工事予定等に関する調査・説明は、管理組合・売主へのヒアリングによることから一定の限界がある(例えば、大規模修繕工事予定はないと説明を受けていても、その後に管理組合において工事が決定されることがある)

^{*8} 【参考】ウェブ版「国民生活」2022年2月号消費者問題アラカルト「知っておきたい、マンションの管理」
https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202202_04.pdf

森林が支えてくれる 私たちの生活 —SDGsと森林—

森林と 私たちのこれから

土屋 俊幸 Tsuchiya Toshiyuki 東京農工大学 名誉教授

専攻は「林政学」。2019年から現在に至るまで、林政審議会の会長を務める。ほかに、(一財)林業経済研究所所長や、(公財)日本自然保護協会専務理事を兼任している

2021年の12月から始まった連載『森林が支えてくれる私たちの生活—SDGsと森林—』も今回で11回目、最終回となりました。

森林と私たちを取り巻く状況

この約1年の間に、世界では多くの大きな変化がありました。その第一は、ロシアによるウクライナ侵攻とそれに伴う世界的な情勢の大きな変化ですが、新型コロナウイルス感染症の流行はこの間も収まることなく、罹患者数は過去最悪を更新しました。この2つの、今も大きな影響を与え続けている事件・現象によって、世界中の政治・経済・社会、そして人々の考え方にも不可逆的な変化が進行中だととらえることができるでしょう。この歴史的な地球規模の変化は、一見そうした変化には無縁のように思われる森林にも実は影響を与えています。

1. 生活の変化

日本についていえば、2021年から始まった、コロナ禍に起因する急激な木材不足(主に輸入木材)とそれによる木材価格高騰、いわゆる「ウッドショック」は、木材産業、そして林業経営にもプラス・マイナス両面を伴って「ショック」と呼ばれるのにふさわしい大きな影響を与えました。2021年暮れから2022年初めにかけていったん収まりつつありましたが、ウクライナ侵攻によって再び問題化し、長期化の傾向をみせています。コロナ禍に関連しては、テレワークの普及、暮らし方についての価値観の変化などもあり、若年層も含め地方移住への関心の高まりや、これ

までの回でも取り上げましたが、オートキャンプ、登山などの野外レクリエーションが増加傾向にあり、農山村地域の交流人口・定住人口は増加が続いています。

2. 国際社会での取り組み

一方、近年、国際的に推進への動きに拍車がかかってきた気候変動対策、生物多様性保全対策ですが、ばらばらにやるのではなく、両方を同時に進めることが重要であり、またそのほうが効果があるという認識が広まりつつあり、取り組みが急速に進みつつあります(実はSDGsもそうですね)。さらには、民間企業の経営・投資において、気候変動の進行、生物多様性の喪失が大きなりスクになるという認識が、特に欧米では一般的になりつつあり、いわゆるESG投資が主流化するに従って、気候変動、生物多様性関連への企業としての対応を評価するために、財務情報の一環としての関連情報開示の基準作りの作業(TCFD、TNFD)*も急速に進んでいます。周回遅れといわれてきた日本の企業においても、この1年間で大企業を中心に取り組みが盛んになりつつあります。

また、生物多様性条約締約国会議(COP10)では、2030年までに世界の陸域、海域面積のそれぞれ30%について、健全な生態系として効果的に保全すること(30by30)を目標とすることが検討されており、締約国会議(COP15)に先行して2021年6月のG7において「2030年自然協約」として、30by30が日本を含むG7各国の義務となりました。つまり日本政府もお尻に火が付き、

* TCFDは「気候関連財務情報開示タスクフォース」を指し、企業の気候変動への取り組みや影響に関する財務情報の開示のための枠組みについて提言を行う。TNFDは「自然関連財務情報開示タスクフォース」を指し、自然資本等に関する枠組みの提言を行う

取り組みを加速させており、国立公園などの保護地域以外で、保護を目的とはしていないが、事実上、生物多様性保全が図られている区域(OECM)を認定し管理することにより、少なくとも陸域では既に保護地域である約20%の残りの約10%を確保しようとしています。当初、このような取り組みがうまくいくか、大方は疑問を持っていたのですが、前に述べたような世界的なESG投資の流れの強まりのなかで、保全の取り組みへの支援が企業にとっては企業経営のリスク回避のための重要な方策の1つとなりつつあり、状況は大きく変わりつつあります。

さて、急に、アルファベットの略語がたくさん出てきて、皆さんの生活との関係がみえない話をしてしまいました。しかし、これまでの回でお話したことも含め、総じていえば、森林、そして木材について、社会の関心は非常に高くなってきているのです。それでは、この話を、暮らしの中で考えていくにはどうしたらよいか、その際のよすがになるのがSDGsの考え方ではないかと私は思っています。これまで、第1回で私のSDGsに対する考え方をごく簡単に述べた後は、各回で取り上げた森林・木材に関する事柄とSDGsの関係などについて、ごく簡単にお話するだけになっていました。そこで、以下では連載開始後に私が勉強したり、考えたりしたことの一部を追加的にお話しします。

森林と私たちのこれから

1. SDGsとは

今年の3月に新潟県上越市^{な だ ち}名立区の「2022名立のまちづくりフェスタ」に、以前からつき合いのある地元の知人からの推薦で招かれて講演し、参会の皆さんが班に分かれて行ったワークショップを見学した時のことについてです。この会は名前から分かるように、同区内のさまざまな団体・組織が参加したまちづくり関係の組織が主催する、年に一度の大きな催しで、その企画の1つ「SDGsとまちづくり」という勉強会

に講師として呼ばれたのでした。

ここでは、「SDGsって何だろう？」という題でお話したのですが、『日本のSDGs それって本当にサステナブル？』(大月書店、2021年)という刺激的な本で、著者の高橋真樹さんが言われている、日本でのSDGsの取り組みは何か「モヤモヤする」「これでいいのか？ 日本のSDGs」という指摘を受けて、『私たちのサステナビリティ まもり、つくり、次世代につなげる』(岩波ジュニア新書、2022年)で、著者の工藤尚悟さんが「サステナビリティ」の日本語としての本当の意味は「まもり、つくり、次世代につなげる」ことだとしていることを引用し、SDGsも同じ意味でよいのではないかと提案しました。

そのうえで、SDGsの基本は、「(1) まずは、どのような問題・課題があるかをみんなで話し合い、よく考えて、何を取り上げるかの順番を付ける (2) 一つのことをやろうとした時に、実施によって、他の課題や他の主体に、どのような影響があるかを、じっくり見極め、影響が大きい場合は、その回避策や実施案の代替案も検討する」ということであるとししました。そして、考えてみれば、しっかりまちづくりをやっている町では、この作業の過程は、いつも地域で普通にやっていることではないか。要するに、SDGsとは、いつものまちづくりを、特に(2)の点に気をつけてしっかりやることに尽きるとの結論に至りました。

つい最近読んだのですが、社会学者の平井太郎さんは、「SDGsとは、私たちがそれぞれの現場で、両立が難しいと実感される目標を1つ1つ突き合わせ、突き合わせ方を学び取ってゆくプロセスなのだ」と言っています(平井太郎編著『SDGsを^{もと}足許から考え かたちにする』弘前大学出版会、2022年)。これも(2)のことを言われているのだと思います。どの目標、どのターゲットが自分たちに該当するなど数を競うのはあまり意味があることではありません。目標・ターゲットの使い方は、むしろ、前記のようなプロセスを自ら実践した後に、その結果を整理し、SDGs

の目標・ターゲットと見比べてみて、自らの試行錯誤の内容や方向性を修正する手がかりとすることにあるのではないのでしょうか。

2. SDGsと森林

さて、この連載は「SDGsと森林」という副題で綴ってきましたが、最後に1つの例をお示しすることで結論に代えたいと思います(コラム)。この事例では、マウンテンバイクを媒介として、“よそ者”たちが地域に入っていき、地域の人々

と連携し、試行錯誤を繰り返しながら、森林を舞台として、まさにSDGs「まもり、つくり、次世代につなげる」を実践しています。しかし、彼らはSDGsをやろうと思って取り組んだのではなく、取り組んだ結果が振り返ればSDGsだったのです。

そろそろ読者の皆さんともお別れの時が来たようです。私の拙い、よろよろとした連載におつき合いいただき本当にありがとうございました。



森林をマウンテンバイクのコースに! ~南アルプスマウンテンバイク愛好会の取り組み

皆さんはマウンテンバイクというスポーツをご存じですか? その名のとおり、「山で自転車に乗る」活動なのですが、いま日本でも愛好者が増えています。日本では、山には森林が必ず存在するので「森林バイク」と言い換えてもよいかもしれません。基本的には、森林の中にあるコースを下って、スピード感、スリル感、そして自然に一人で向き合う感覚を体験することができます。実はつい最近、私も初めて本格的に体験してきました。とても楽しいです。

マウンテンバイク(以下、MTB)は欧米やオセアニアでは、今や主要なアウトドアスポーツとなっており、発祥地といわれるアメリカでは数百万人単位の愛好者がいるとのこと。これに対して日本では、せいぜい数万人程度だといわれています^{*1}。なぜ日本ではMTBが普及していないかというと、理由は、「気兼ねなく野外でMTBに乗れる場所が少ない」ことに尽きるようです。法的な整備の遅れ、土地所有者・管理者の理解が得られにくいこと、登山者との摩擦などが影響しています。

このような状況を打開することを目標として、しかし、楽しみながら挑戦している事例を紹介します。「南アルプスマウンテンバイク愛好会」という団体^{*2}です。2013年から活動を始め、2015年に正式に設立された会員制の会です。代表の^{はずま}弭間さんは、イギリス留学中に、市民が野山でMTBを楽しむ姿を見てMTBに関心を持ち、帰国後、就職先の赴任地・山梨県でMTBを始めたものの、楽しめる場所がとても限られていることに疑問を持ち、同じ思いを持つ仲間たちと愛好会を立ち上げました。この会のユニークなのは、「山に入らせていただくには、まずは地域を知ることから。地域への感謝の念を持って山に関わらせていただく」(^{*1} 25ページ)という考え方から、「山」の所有管理に責任を持つ地元の集落のお手伝いを会の一歩の活動に据えたことです。祭りの手伝い、水路の清掃、ゴミ撤去、耕作放棄地の開墾・管理、そして山林内の登

山道・山林管理のための巡視路の整備など、あらゆる集落活動について積極的に関わり続けています。若者たちが喜々としてお手伝いをする姿を目の当たりにして、住民の警戒心も変化し、財産区や行政との協定によって、山林のMTBによるパトロール活動や山林内の新たなMTB用トレイルの整備(トレイルビルド)が認められていき、現在は南アルプスの^{くしがたやまさんろく}櫛形山山麓に標高差1,000m以上、総延長約15kmのトレイル網と初心者・若年者を中心としたMTBパークを設置するに至っています。さらに「社会においてマウンテンバイクが必要であると認められる存在にする」という理念から、国や山梨県、地元南アルプス市などの行政、地元を中心とした企業との関係も深めていき、県や国の「自転車活用推進計画」にMTBの推進を明記するといった活動にも取り組んでいます。

さて、この愛好会の活動とSDGsの関係についてですが、会のウェブサイトのSDGsについて述べたページによれば、目標11「住み続けられるまちづくりを」、12「つくる責任 つかう責任」、15「陸の豊かさを守ろう」に位置づけられるとしています。しかし、この会の活動がSDGs的に「すごい」のは、決して3つの目標に当てはまるからではなく、この会が、もともとの「MTBに乗ることができる場所が欲しい」から始まって、「そのためには地域の理解が必要なので、地域のお手伝いをし、地域を活性化させ」、また「山の歴史と文化を伝える」「自然環境を守る」という活動を実践し、そして「MTBが認められる社会を作る」として社会の計画や制度の改革にも積極的に発言していくというように、問題課題の「相互関連性」を強く意識して、「総合的な解決」に向けて、さまざまな取り組みに^{しんし}真摯に向き合っていることなのです。

そうした取り組みによって、地域から、社会のあり方に「変革」を起こし、MTBを「ツール」にして最終的には「誰一人取り残さない社会」を作っていこうとしているのだと思います。

*1 平野悠一郎(森林総合研究所)監修『マウンテンバイカーズ白書』(辰巳出版、2021年)

*2 同会は運営組織として、法人格を有する一般財団法人 南アルプス山守人を2020年に設立 <https://www.minamialpsmtb.com>

前払式支払手段を理解する(2) —サーバ型の諸問題—

山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ代表
明治学院大学・関東学院大学講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数

今回は前払式支払手段のうちサーバ型が絡む消費者問題について解説していきます。

サーバ型が絡む消費者問題

前回解説したように、サーバ型はコンビニやスーパーなどの店頭で誰もが簡単に購入することができ、購入時に利用者の本人確認が行われません。基本的にコード(サーバ上の残高にひも付いた14～20桁の英数字で構成される認証番号)を入手できれば誰でも利用できることから、コードを他人に購入させてだまし取り、それを再販して現金化するなどの犯罪の余地を生み出しました。

被害にあう消費者が増え社会問題化していますが、それを増長させたのがサーバ型のコードを扱う再販業者です。再販業者はサーバ型のコードを売買する場の提供や、買取、販売なども行っており、それがだまし取った証票の二次的な市場を生み出しているという悩ましい事態を招いています。

サーバ型の発行者は、再販業者から入手したコードを利用禁止にするなどの対策を講じていますが、コードの再販を確認することが難しい、再販されたコードが利用できないことが消費者に周知徹底されていないなど、十分な対策とはいえ課題が残ります。

新たな定義と用語

このような状況を重くみて、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」が規制強化へ向けた

検討を行い、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、資金決済に関する法律(資金決済法)および犯罪収益移転防止法(犯収法)が改正されました(2022年6月、施行日未定)。

高額なチャージや利用が可能で残高を他人に送れるものなど、リスクの高い前払式支払手段の証票を新たに「高額電子移転可能型」として分類し、その要件を明確にするために、前述のワーキング・グループの報告書において、新しい用語も定義されました。

●電子移転可能型

残高の譲渡、電子的な価値の移転ができるもの

●残高譲渡型

発行者が管理するしくみの中で、アカウント間での前払式支払手段の残高譲渡が可能なもの

●番号通知型

発行者が管理するしくみの外で、前払式支払手段である番号等の通知により、電子的価値を移転することが可能なもの

電子移転可能型は、残高の譲渡や価値の移転が可能なサーバ型全般を表します。

残高譲渡型は、スマホアプリやアカウントにログインすることで残高を別アカウント(他人)などに送ることができるもので、PayPayなどのコード決済や残高の送金ができるブランドプリペイド(スマホアプリ)などが該当します。

番号通知型は、メールなどで番号(コード)を送ることができるもので、Appleギフト、Google Play ギフト、Amazonギフト、ブランドプリペ

イドなどがこの分類に当てはまります。

高額電子移転可能型の規制内容

電子移転可能型のうち、第三者型であること、アカウントによる残高管理が可能であること、残高の移転(ギフトとしての譲渡等)が可能で、1回当たりの譲渡額が高額に及ぶものなどを新たに**高額電子移転可能型**と定め、次のとおり規制することになりました。

- 証票の発行者を犯収法上の特定事業者とする(改正犯収法2条2項30号の2)
- アカウント譲渡・譲受の禁止(改正犯収法28条の2)

なお、「高額」がいくら以上なのかは、内閣府令により次のとおり定められました。

- 1回当たりの譲渡額・チャージ額が10万円超
- 1か月当たりの譲渡額・チャージ額の累計額が30万円超

高額電子移転可能型の発行者は特定事業者に該当することから、発行や販売時(チャージ時)

などに公的書類を用いた利用者本人確認が義務づけられることになります。(図)

高額電子移転可能型規制の効果に疑問の声も

現状AppleギフトやAmazonギフトは購入(チャージ)額の上限が50万円程度の高額に設定されていることから、高額チャージに一定の歯止めがかかると考えられます。実際に、スマホでの証票の購入(チャージ)などが高額に当たる場合には、公的書類を用いた本人確認が求められるようになるからです。しかし、この効果が限定的だとする疑問の声も上がっています。その理由は、だましてサーバ型を購入させる特殊詐欺の多くの場合にコンビニが利用されており、コンビニでの証票販売は既に5万円程度の上限額が設けられていること、実際の事例では少額であっても繰り返し購入していたり、複数のコンビニ店舗で複数の証票を購入していたりする事例もあるからです。

図 前払式支払手段の発行者への制度的対応



結局、コンビニ等で販売時に本人確認を行わない限り、特殊詐欺による被害が減らないのではないかという指摘です。

このように制度改正の効果は疑問視する意見はありますが、規制はこれから実施されるわけですので、経過を見極めたうえで判断する必要があるでしょう。

出典：金融庁「説明資料—安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(2022年3月)16ページ



アメリカ

ボタン電池の事故から子どもを守る

- PIRG ホームページ <https://uspirg.org/news/usf/statement-congress-passes-reese%E2%80%99s-law>
- CFA ホームページ https://consumerfed.org/press_release/reeses-law-passes-senate-following-house-passage-last-week/

2022年8月、ボタン電池の事故から子どもを守るためのリース法が下院と上院を通過し、大統領署名により成立した。同法は、ボタン電池の誤飲により2020年に1歳半で死亡した女兒の名前を冠したもので、2021年9月に超党派議員によって提出された。成立後1年以内にCPSC(消費者製品安全委員会)がボタン電池による子どもの事故防止のための安全基準を公表することを義務づけている。

ボタン電池は玩具、リモコンなど多くの機器に使われており、子どもの誤飲や耳孔・鼻孔へのはめ込み事故が絶えない。誤飲の場合、咽頭や消化管に滞留すると摘出後も化学やけどが進行して粘膜がただれ潰瘍がで^{かいよう}き、重篤な場合は穿孔^{せんこう}を起こして死に至る。アメリカでは2019年にNCPC(首都中毒センター)に報告された5歳以下の幼児のボタン電池誤飲事故

が1,843件、そのうち1,502件は医療措置を要したという。またCPSCのNEISS(全国傷害電子サーベイシステム)の2020年3～9月のデータによると、消費者製品による傷害で救急搬送された件数全体が減少する一方、5～9歳のボタン電池誤飲による救急搬送は前年同期比で2倍近くに増加した。

今回の法律でCPSCには●6歳以下の子どもの使用による傷害リスクを排除・低減するボタン電池の電池ボックスの性能基準を作成する●ボタン電池の販売パッケージを連邦の小児用安全基準に準拠するよう要求する●誤飲の危険性、ボタン電池を子どもの手の届かないところに保管すること、誤飲の際は直ちに医師の診察を受けることを消費者に明示する警告をボタン電池に直接記載するよう要求する、などの安全基準の策定が求められる。



香港

適切な介護食を選ぶために

- HKCC ホームページ <https://www.consumer.org.hk/en/press-release/p-549-dysphagia-diet>
- IDDSI ホームページ https://iddsi.org/iddsi/media/images/Complete_IDDSI_Framework_Final_31July2019.pdf

高齢化に伴い咀嚼^{そしゃく}や嚥下^{えんげ}機能に問題のある人が増えた。窒息^{ごえん}や誤嚥性肺炎のおそれから食べられる食品に限られ、量や回数も減り、栄養失調などの健康問題が生じる。そのため介護者は食材の大きさや硬さ、とろみなどの濃度を適切に調節した食事を用意しなければならない。

IDDSI(国際嚥下食標準化構想)は2017年、水のような飲料をレベル「0」、通常食をレベル「7」とする8段階のフレームワークと各レベルの確認テスト法を発表した。香港病院管理局は2021年から採用し、各病院では各レベルのガイドラインに沿った適切な病院食を提供している。また、最近の需要に応え、調理済みパックで食前に再加熱するだけという、いわゆるソフトミールと呼ばれる多様な介護食も市場に多く出回っている。HKCC(香港消費者委員会)

が香港で販売されている介護食を調査した。

その結果、一部の商品はIDDSIのレベルに準拠したラベル表示がなかった。また、輸入品には原産国で使用される分類のみ表示されたものもあった。IDDSIの8段階レベルに直接対応していない場合は、嚥下障害のリハビリ専門の言語聴覚士に適切な商品選択について助言を得るとよい。また、糖尿病患者が、飲料や液体食品の食感を増すためにでんぷんベースの増粘剤を利用する際は、血糖値のコントロールなどについて専門家の管理を要する。

HKCCは表示のない介護食製品のメーカーに対しては国際規格に沿った表示を求め、消費者や介護者に対しては価格や見た目にとらわれることなく、嚥下障害の程度に応じた適切な調整について言語聴覚士や栄養士から助言を受けるよう勧めている。



フランス

学用品に潜む有害物質の数々

- 国立食品環境労働衛生安全庁ホームページ
<https://www.anses.fr/fr/content/mieux-encadrer-la-pr%C3%A9sence-de-substances-dangereuses-dans-les-fournitures-scolaires>
- 環境・エネルギー管理庁ホームページ
<https://librairie.ademe.fr/air-et-bruit/844-fournitures-scolaires-comment-equiper-ses-enfants-sans-risque-.html>
- 国立消費研究所ホームページ
<https://www.60millions-mag.com/2022/07/07/trop-de-toxiques-dans-les-fournitures-scolaires-20221>

カラフルなペン、香り付き消しゴムなど、店先には子どもの興味を引く文房具があふれている。爪や肌に色を塗ったり、噛んだり、子どもは色々な使い方をする。そこで気になるのが、有害物質の含有である。UFC-Que Choisir(2016年)、国立消費研究所(2017年)、環境・エネルギー管理庁(2019年)など、さまざまな機関が文房具のテストを行った。

その結果、フタル酸エステル類、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物、重金属(鉛、カドミウム等)、ビスフェノールA、多環芳香族炭化水素等が次々と検出されたとのことである。そこで、各機関は消費者が安全な文房具を選ぶための注意喚起を行った。例えば、香りのある製品は避ける、お絵描き・工作の後は手を洗う、接着剤を使っていないノート(リ

ングノート等)を選ぶなどの助言をしている。

各機関が問題視するのは、文房具の有害物質規制の不十分さである。子ども用の色鉛筆、クレヨン等はEU玩具指令対象の玩具とみなされることから、CMR(発がん性、変異原性、生殖毒性)物質や特に危険な重金属、アレルギー性香料の使用が禁止されている。CEマーク貼付も必要である。ところが、ボールペン、消しゴム等は規制対象の玩具とみなされず、固有の規制がない。同じく長時間使う学用品なのに、扱いが異なるのは不合理だという声が上がっている。

このようななか、国立食品環境労働衛生安全庁が調査を取りまとめ、意見書を公表した(2022年)。すべての学用品へのEU玩具指令の適用、市場に流通する学用品の監視強化等を求めている。



ドイツ

食用花で食卓を豊かに

- ヘッセン州環境・気候保護・農業・消費者保護省ホームページ
<https://verbraucherfenster.hessen.de/gesundheit/lebensmittel/s%C3%BC%C3%9F-w%C3%BCrzig/essbare-bl%C3%BCten-farben-und-aromen-auf-den-tisch>

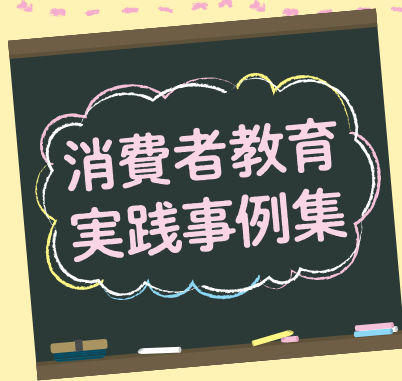
スマイレの砂糖漬けは、花のかたちがそのまま残る紫色の可憐な菓子。バラの花も砂糖漬けやジャムに使われ、ロシアではバラジャムを入れた紅茶が定番である。見た目が華やかなうえ、味・香りを楽しめる花は、サラダ、サンドイッチ、スープ、ケーキなど、食材としての使い道が多い。そこで、ヘッセン州では、食用に適する花や注意点について、消費者向けサイトにまとめた。

同州によると、初心者が扱いやすいのは、入手が簡単で花が長持ちするヒナギク(デージー)やビオラだという。ただし、園芸店に並ぶ植物の多くには農薬が使われており、食用に適さないため、購入する際は、食用として栽培された花を選ぶよう注意を促している。自宅の庭やバルコニーに自分で花の種をまけば農薬の心配がないうえ、1年を通して食用花

を楽しめるというアドバイスも。花を育てることでミツバチや蝶の蜜源を確保することにも役立つ。

食用に適した花は、タンポポ、スマイレ、キンセンカ、サクラ、リンゴなど種類が多く、バジル、タイム、ミント、セージなど、ハーブ類の花も料理に使うと清涼感を味わえるという。また、リンゴの花をぜいたくに使ったシロップは、夏の飲み物用にお勧めだという。砂糖300gを水300mlで煮溶かし、花100個を入れて濾す。さらに、ズッキーニの花を使った料理も紹介している。カボチャに似た黄色い花の中に好みの具材(ひき肉、チーズ等)を詰め、焼いたり揚げたりする料理は南欧でおなじみである。

しかし、身近な野菜の中には花が有毒なものもあり、ナス、ジャガイモ、トマト、ピーマンなど、ナス科植物の花は食べてはいけないと警告している。



どうしたら食品ロスを減らせるの？ —大学生が小学生と一緒に考える—

徳広 千恵 Tokuhiro Chie 美作大学生生活科学部食物学科 教授
高知県職員(管理栄養士)として勤務。その後、2017年から現職。担当科目は公衆栄養学で、食育および栄養指導の評価を研究テーマにしている

はじめに

わが国では食べ物の約6割を海外からの輸入に依存しているにもかかわらず、まだ食べられるのに捨てられている食品(食品ロス)があります。これは、食べ物を大切にする心の欠如や自分に必要で適切な量や種類が把握できていないために生じることが多いと考えられます。

世界には、健康な日常生活を営むために最低限必要な栄養さえも摂取できていない人が大勢います。一方でわが国では、2022年6月に農林水産省および環境省から発表された推計によると、2020年度の食品ロス量は522万トンであり、5年連続で減少はしているものの、国民1人1日当たり、毎日おにぎり1個分(113g)を捨てているのと同じ計算になります。

私の研究室では、この課題解決に向け、食品ロス削減意識の向上に食育の推進という観点を盛り込み、大学生が小学生とともに地域の土壌、気候、風土、地域の資源等を学び、食品ロス削減に向けての意識や行動について調査・研究を行い、小学生に対して、残さずおいしく食べることの大切さを伝えることができる媒体を作り、事業実施後の評価を行うことを目的に研究を行いました。本稿では、その中の一部である学校での食育に関する取り組みを紹介します。

取り組みのきっかけ

2020年度に、本学が岡山県循環型社会推進課の補助金交付事業である「令和2年度 地域を

学んでのこさずたべよう事業」の指定を受けたことが取り組みのきっかけです。本事業では、調査研究対象校である岡山県津山市立広戸小学校の児童とともに、食品ロス削減意識の醸成のため、食品が作られるまでの労力や食品が生まれてくる地域の土壌・気候・風土等に関するフィールドワークによる研究、若者の視点や発想を生かした小学生が取り組みやすい教材の作成および小学校への出前授業等を行いました。

本事業終了後も、校長先生の理解や協力をいただきながら、2021年度、2022年度と継続して食品ロス削減に関する取り組みを進めてきました。

米作りなどの体験活動

食品ロス削減に向けての取り組みは、食育の推進という観点が盛り込まれることが重要です。

広戸小学校は、美しい景観が広がる自然豊かな環境の中に立地し、地域の人々や保護者が非常に協力的な児童数50数名の小規模校です。

食と農の乖離^{かいり}が課題となっている現在、身近に田んぼや畑がある環境で育っても、田植えや稲刈り等をしたことがない学生は多くいます。そこで、学生たちは児童と一緒に、地域を知るための校区内の探検、田植えや稲刈り、脱穀などの米作り体験、さつまいもの苗植えや落花生の収穫体験、地元農協の精米工場や黒豆の選果場の見学など、たくさんの活動に参加しました。

田植え(写真1)では、肥料の観察や、地域の人に苗を植えるための機械を実際に見せてもら

写真1 田植えのようす



うなどの経験を通して、農業への理解と米作りの大変さを感じているようすが見受けられました。一方で、児童からは「疲れた」「土の感触が気持ち悪い」などの声も聞かれました。

出前授業の実施

2021年10月1日、5年生6人、6年生10人を対象にし、学生4人が2学年に分かれ、出前授業を行いました(写真2)。

授業は、5年生には食品ロス削減に関する内容のカルタを用い、6年生には「もったいないをなくそう」という紙芝居のセリフを考えることにより、家庭での食品ロスをなくす行動を考えるというものでした。

学生たちは、どうしたら分かりやすく伝えることができるのかを考え、文字カードやイラストなど、児童の目を引き付ける指導媒体を工夫して作成し、授業を展開しました。

当日、授業の中で児童からは、食べ残しをしないためのアイデアとして、「買いすぎない」「保存容器に入れて保存する」など積極的な発言がみられました。一方で、授業後に回収したワークシートの感想からは、ねらいとして設定していた、作った人への感謝の気持ちに関する記述を引き出すことはできず、伝えることの難しさを感じました。

写真2 授業時の指導のようす



取り組みの課題と展望

本取り組みは、食品ロス削減に関する意識を高めることを目的とし、2020年度に引き続き、2021年度、2022年度と継続的に行ってきました。2021年度は特に、新型コロナウイルスの影響もあり、農業の体験活動を児童と一緒に行うことが難しい状況でした。

そんな中でも体験活動を行うことは、食材や農家の人、作ってくれた人に対する感謝の気持ちを育むことができ、残食を減らすことにつながると感じました。

食品ロスの削減は、単に残食を減らすのではなく、食育の視点を盛り込み、体験活動を行いながら、食べ物を大切に作る心を育てたり、自分に必要で適切な量や種類を把握したりすることが重要であると改めて感じました。

実際に広戸小学校では、5年生では米の栽培や、3年生では地域の特産物である黒豆に関する学習、1～3年生ではさつまいもの苗植えを行うなど、さまざまな作物に触れる機会を設け、学校教育活動全体で食育が行われおり、今後もこうした取り組みが続くことを期待しています。

不法行為

不法行為とは

不法行為。聞いたことはあっても、正確な意味までは知らない言葉の1つかもしれません。民法には次のような条文があります。

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

この条文にある「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」ことが**不法行為**です。「むしゃくしゃして誰かを殴って怪我をさせた」とか「脇見運転をして他人の家の塀にぶつかって壊した」といったケースはそれに当たります。こうした場合には刑事上の責任とは別に、不法行為によって生じた損害を賠償しなければなりません。「故意又は過失」という、いわば自分の責任で損害を生じさせたのですから当然です。

責任能力

ただ、未成年者で「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは」賠償の責任を負いません(712条)。未成年であれば責任を負わなくていいというわけではありません。「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能」のことを**責任能力**といいます。責任能力のない未成年者の場合、責任を負わなくていいとされているのです。責任能力があるかどうかは年齢ばかりでなく、行為の種類などから

債権を発生させる原因の1つに不法行為があります。その不法行為を関係する用語と一緒に考えます。民法用語の紹介は、これで一区切りです。(本文中の括弧内の条文番号は民法)

それぞれ判断されるのですが、大体11、12歳を基準として考えられています。

また、「その人の責任を問う」ことが不法行為の本質なので、「精神上的障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者」も責任能力がないことになります。ただし、故意や過失によって、一時的にそうした状態を招いたときは別です。例えば、「深酔いして、記憶が途切れて……」なんて場合には、自分のしたことの責任を当然負わなければなりません(713条ただし書)。責任能力がない者がした行為については、その監督義務者などが責任を負うことになります(714条)。

慰謝料

不法行為において負うべき賠償は、精神的な損害に対するものを含みます。これを**慰謝料**といいます。身体、自由又は名誉を侵害されたときばかりでなく、財産権を侵害されたときであっても、それに精神的な苦痛が伴う場合には慰謝料を請求することができます。「医者料」ではなく「慰謝料」です(大学時代、勘違いしていました)。

使用者責任

民法にはこれまで紹介した一般の不法行為責任のほかに、特殊な不法行為責任を定めた規定があります。いくつか紹介しましょう。

「後で品物を家まで届けてほしい」。そうお客様から言われて、スーパーでの購入品を従業員が車で届けました。その途中、前方不注意で車を

他人の家の塀にぶつけて壊してしまったとします。こんなときには、そのスーパーが従業員に代わって損害賠償責任を負います。もちろん、不注意で事故を起こし損害を生じさせたのは従業員です。しかし、従業員はスーパーの事業活動として配達をしているわけです。事業活動での利益はスーパーの「儲け」になります。儲けているのであれば、それに伴う賠償責任も負わなければなりません。こうした考え方を**報償責任の法理**（ほうしょうのほうり）といいます。この報償責任の法理から、715条1項では、従業員の加害行為（不法行為）に対して、その使用者が賠償責任を負うべきことが定められています（**使用者責任**）。使用者は自らが行ったわけではない不法行為の責任を負うわけです。ただ、場合によっては、従業員にその額を請求すること（これを**求償**（きゅうしょう）といいます）もできます。

なお、条文には「使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったとき」には、使用者責任は問われないとありますが、実際にはこの部分が適用されるケースは多くありません。

（使用者等の責任）

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2・3 略

工作物責任

もう1つ、特殊な不法行為責任を紹介します。それが**工作物責任**（こうさくぶつ）です。例えば、マンションの外壁の一部が崩れて通行人に当たり怪我をさせたとします。この場合、マンションの占有者がまず被害者に損害賠償責任を負うことになっています（717条1項）。占有者は、そのマンシ

ョンに住んでいる人です。もし、「占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは」、占有者ではなく所有者が賠償責任を負います。この場合、被害者との関係で所有者は責任を免れることはできません。一般の不法行為に比べて特殊なところは、故意や過失がなくとも責任を負うところにあります。

工作物というのは、土地に定着する人工的な構造物をいいます。建物も工作物です。この工作物から生じた被害についての不法行為責任が工作物責任なのです。

結果論的な理屈ですが、他人に損害を生じさせるような物を支配している者は、損害の賠償などの責任も負わなければならないという考え方（**危険責任の法理**）が工作物責任の背景にはあります。

もちろん、外壁の一部が崩れた原因がマンションを建てた事業者の手抜き工事だったような場合には、損害賠償をした占有者や所有者がその事業者に求償することができます。

昆虫博士の金言

「名前を知ると、その虫のことをもっと知りたくなる」。そういつも教えてくれる昆虫博士（マニア）の友人は、名前を呼びながら、「どうしてお前はそんな名前がついているのだ」と、うれしそうに虫に接しています。ときにはその虫の特徴や習性のヒントが名前に隠されているといいます。

民法の用語を少し知ったからといって、民法の内容が理解できたことにならないでしょう。しかし、仕事で関係した、少し興味を持った、そんな用語だけでも調べてみると、関係する周辺の用語へと知識が広がります。知識が広がるうちに、民法に横たわる公平や正義の感覚に触れることができるかもしれません。

この連載がそうしたきっかけになったとしたら、とても幸せです。

第39回

タレント・モデルなどの 契約トラブルにご注意！

相談事例

インターネット上に「テレビ番組の出演者募集」との広告があり、問い合わせた。面接で芸能事務所にし向くと、合格を告げられた。所属契約について、「うちに所属すれば確実にテレビに出演できる。ダンスボーカルユニットを結成することが決まっています、レッスンもあるから、ぜひメンバーになってほしい。あなたは向いている」と勧められた。所属契約には費用がかかるが、「今なら10万円の入会金が5万円。そのほか毎月約3万円かかるが、仕事はたくさん紹介する。所属枠は残りわずかなので早く決めて」とせかされ、その場で契約した。その後、芸能事務所から番組出演の話は一切なく、レッスンもない。
(20歳代、女性)

●問題点とアドバイス

タレント・モデルなどの契約をめぐる消費者トラブルが、10～20歳代の若者を中心に寄せられています。以前多くみられた街中でのスカウトに加え、SNSで芸能事務所の募集広告などを見て自ら連絡を取ったことをきっかけに、オーディションをうたって事務所等に呼び出した消費者に、面接・選考の後で、高額なレッスンやマネジメント契約を勧誘する「オーディション商法」のトラブルにあうケースもみられます。

(1) 芸能人に憧れる気持ちにつけ込んで、期待を持たせる勧誘トークに注意しましょう

悪質業者は、芸能界を夢見る消費者の気持ちにつけ込んで甘い言葉をかけ、有料のレッスンやマネジメント等の契約を勧めます。「本日中に契約すれば映画やファッションショーに出してあげる」「オーディションは不合格だが才能がある。レッスンを受けよう」などの勧誘トークに注意しましょう。

なかには、「すぐに仕事が入るから問題ない」とクレジット契約や借金をして契約するよう勧

める事業者もあります。レッスン等を受講しても必ず仕事や報酬につながるわけではありません。家族や周囲の人に相談するなどして、冷静に判断しましょう。

(2) その場で契約せず、具体的な活動内容やサポート体制、費用面をよく確認しましょう

契約後にレッスンや仕事の紹介がないケースもみられます。安易にその場で契約せず、具体的な活動内容や芸能事務所のサポート体制、それらに伴う費用負担がある場合は内訳など、契約内容をよく確認しましょう。

(3) 民法改正で、「18歳で成人」！

成年年齢引下げにより、18歳・19歳でも一人で契約できる半面、未成年であることを理由に契約を一方的にやめることはできなくなりました。

(4) 「クーリング・オフ」ができる場合も

「アポイントメントセールス」や「キャッチセールス」など特定商取引法の訪問販売に該当する場合は、法定書面を受け取った日から数えて8日以内であれば書面またはメール等によりクーリング・オフを行うことができます。

参考：国民生活センター「【若者向け注意喚起シリーズ(No.9)】タレント・モデルなどの契約トラブルーあなたの夢やあこがれにつけ込んでくる事業者に気をつけて！ー」(2022年2月24日公表) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220224_1.html

野良猫に餌やりする近所の人に 餌やりをやめさせ、 損害賠償等を請求したい場合は？

相談者の気持ち

近所の人が野良猫に餌をあげるため、地域に野良猫が増え、自宅の庭にふん尿をされたり、車に傷を付けられたりして困っています。餌やりをやめさせ、損害賠償等を請求することはできますか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか

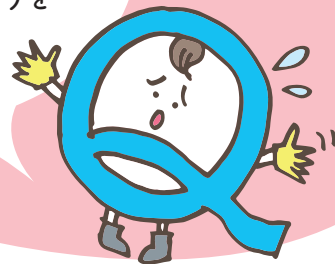


法律的な結論だけをいえば、差し止め請求や損害賠償請求はできません。

細かい説明は省きますが、単純に言えば、不必要に他人に迷惑をかける行為は、民法上の不法行為というものに該当し、損害賠償請求できる場合が多いのです（民法709条）。

実際に、金銭賠償を認めた裁判例もあります（東京地裁立川支部平成22年5月13日判決、福岡地裁平成27年9月17日判決など）。その前提としては、相手方（近所の人）が餌を与えていること、増えてしまった野良猫のために自宅の庭が汚されたことなどの証拠が必要になります。

ただ、近所同士の関係であれば、面と向かって餌やりを注意することも心理的には難しい場合もあるでしょう。また、注意しても「私は猫好きで、空腹の猫が可哀想」とか「あなたは動物愛護の精神がないのか」などと返答されてしまう場合もあり、注意が有効でない場合も多いはずです。逆恨みされただけに終わる場合も多いでしょうし、これがこじれて刃傷事件にでもなったら大変です。まして、訴訟を起こすことまではためられることでしょう。



そこで、実務的には、個人が個人に対して注意するというよりも、まずは自治体や自治会・町内会等に相談してみることを考えてはいかがでしょうか。

自治体や自治会・町内会等が餌やりをしている人にどういう根拠で注意できるかは法的に考え出すと難しい面があるのですが、それでも「動物の愛護^{おほ}及び管理に関する法律」や条例等に基づいて、自治体が餌やりをしている人の確認を行い、飼い主のいない猫との適正なかかわり方について助言や指導をしてくれる場合などがあります。町の美化は自治体の責務であるからです。

条例で無用の餌やりには罰則を定めている自治体もあるようです。また、自治体によっては、猫の譲渡活動や地域猫活動^{*}の支援、超音波式猫回避装置・猫の捕獲器（不妊去勢手術の実施を目的とした猫の捕獲に限る）等の貸し出しを行っている所もあります。

これは全国一律の定めがあるわけではなく、各自治体の定めるところによります。したがって、自治体によって対応は異なります。しかし、行ってみる価値はありますので、まずはご自分の住んでいる自治体等に相談してみてください。

* 飼い主のいない猫によるふん尿や鳴き声などの問題を地域の環境問題としてとらえ、野良猫を排除するのではなく、地域住民や自治会等の理解のもと、ボランティアグループ等が主体となって、不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理など、野良猫を適正に管理していく活動



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

骨片の混入した総菜を食し口腔内に傷害を負った場合に、当該食品に指示・警告上の欠陥があったとした一審判決を覆し、欠陥とはいえないとして被害者の請求を棄却した事例

被告(製造・販売事業者)が製造した総菜の中に骨片が混入していたことにより、^{こうくう}口腔内に傷害を負ったとする一審原告(消費者)が、この食品を製造した一審被告を相手として、製造物責任法3条に基づき損害賠償の請求をした。原判決は、製造上の欠陥は否定したが、骨片の残存は十分予見することができたとして、指示・警告上の欠陥を認め一審原告の請求を一部認容した。しかし、本判決は指示・警告上の欠陥もないとして、一審原告の請求を棄却した。(東京高等裁判所令和2年1月15日判決、『判例時報』2511号67ページ)

X：消費者(一審原告、控訴人兼被控訴人)
Y：製造・販売事業者
(一審被告、被控訴人兼控訴人)
A：本件商品の材料のベーコンビッツの製造業者(同補助参加人)



事案の概要

1. 当事者について

Yは、食料品等の製造、販売等を目的とした株式会社である。Yは、加工食品であるベーコンビッツ、レタス、トマト等を、小麦粉等を原材料とする加工品で巻いたものを輪切りにした総菜である食料品P(以下、本件商品)を業として製造しており、製造物責任法2条3項1号所定の「製造業者」に当たる。なお、ベーコンビッツはAから購入しており、Aは本件訴訟のYの補助参加人となっている。

2. 訴訟提起までの概要

Xは、2017年3月中旬、本件商品を、Yのα店で購入して食べた。ところが、Xが購入した本件商品の中にベーコンビッツに付着した骨片(長さ最大約6mm、厚さ約1mm)が混入されており、Xの左下の歯につき歯冠破折の傷害を負った。同日、Xは本件商品を食べて歯が欠けた旨

訴えてB歯科を受診し、左下の歯がエナメル質単^{また}独又は象牙質を含んで破折した歯冠破折の診断を受け、B歯科に通院した。Xは、Yに対し、製造物責任^{およ}及び不法行為責任に基づき、損害賠償の訴えを提起した(請求額：約740万円)。

3. 原判決および本判決について

原判決(一審：参考判例①)は、製造上の欠陥は否定したが、指示・警告上の欠陥を認めて、Yの損害賠償責任を認めた。すなわち、本件商品中にあった骨片は、その原材料である豚ばら肉に由来するもので、可及的な除去措置が講ぜられていたものの、細かな骨片までを完全に除去することは製造技術上、不可能又は著しく困難なものであり、また、そもそも混入されることが許されない異物(金属片、ガラス片等)とは大きく相違するから、微細な骨片が残存していたとの一事をもって本件商品に製造上の欠陥があったということはできない、とした。



しかし、本件の骨片は、食事の仕方や歯の健康状態によっては歯を含む口腔内を傷つける場合があることを十分予期し得ること、特段の警告表示のない限り、比較的軟らかい食材であると認識し、その内容物を特段吟味することなく、本件商品を直接かぶりついて食するのが通常の食べ方であり、このことは当該消費者が歯の疾患を有する場合であっても異ならないこと、Yは、直近数年間のうちに本件商品を購入した顧客から異物混入(骨片の残存)の指摘を受けたので注意書き等により警告すべきであったのに、示談という事後的な対応に終始し注意書きを付することをしなかったことなどの点を指摘し、本件商品には指示・警告上の欠陥があったとした。

なお、原判決は相当因果関係のあるXの損失のみを損害と認め、そのほかの無形損害は認めず、また、Xが歯冠破折した歯がカリエス(虫歯)にり患していたことから7割という大きな素因減額をしている。

XもYも原判決を不服として控訴した。本判決は、その控訴審判決である。なお、本判決はXより上告されたが、上告棄却となっている。



理由

1. 製造上の欠陥について

ベーコンビッツ中の骨片は、飽くまでも原材料である動物の一部であって、金属片、ガラス片等のように食品中に混入させることが許されない異物とはその性質が大きく異なっており、製造工程でできる限り取り除くべき対象とされているとはいえ、製造技術上、細かな骨片が残存すること自体は不可避であるというのであるから、長さ最大約6mm、厚さ約1mmという微細な骨片が本件商品に残存していたとの一事をもって、食料品として通常有すべき安全性を欠いていたということはできず、本件商品に製造上の欠陥があったということはできない。

2. 指示・警告上の欠陥について

本件商品を購入する者は、その購入時において、ベーコンビッツを使用した食品であることを容易に認識することができるうえに、包装を外してこれを食べる際には、輪切りの切り口を目視することによりベーコンビッツの分量や性状まで認識することが可能であること、本件製品は、全体として比較的軟らかく、そしゃくしやすい食品として認識されるのが通常であり、購入者がこれを食べる際に、特に強い力で噛み切ろうとしたり噛み砕こうとしたりすることが一般には想定されていないものであること、ベーコンビッツに残存する骨片は、これを食べた人の歯を傷つける可能性があるが、これは食事の仕方や歯の健康状態によって左右され、本件商品のように比較的軟らかい食品をそれに即した通常の強さでそしゃくする限りにおいては、歯を傷つけるという被害発生^{がいぜん}の蓋然性は低いものと考えられること、また、カリエス等があつて硬いものをそしゃくすることによって歯を傷つけやすい者にあつては、食品を摂取する際、そしゃくをする強度を必要に応じて調整するなどの自助努力も必要であると解されること、ベーコンビッツに残存する骨片により歯を傷める危険性があることは、食品の安全性に関する多種多様な情報の中では、相対的にその重要性がそれほど高くないものと考えられることなどを総合すると、食品における限られたスペースを使ってベーコンビッツにおける骨片の残存可能性について警告表示を行うべき必要性は、それほど高くないものというべきである。また、このように警告表示を行うべき必要性はそれほど高くない事項について、あえて警告表示を義務付けたとしても、その情報を必要とする購入者に対して適切に情報を伝える効果は限定的であるといわざるを得ないことも併せて指摘することができる。

以上の諸事情を総合すれば、本件商品には製造物責任法2条2項所定の欠陥(指示・警告上



の欠陥)は認められない。

3. Yの不法行為責任について

Xは、Yがベーコンビッツの仕入れ先をAから他社に変更し、あるいは骨片混入の可能性のないベーコンへと食材を変更するなどの対策を講ずべきであった旨主張するのみで、このような対策による結果回避の可能性について具体的な主張立証をしていないうえに、細かな骨片までを完全に除去することは製造技術上、不可能または著しく困難なこと、注意書きを付することが、必ずしも必要でなく相当でもないことの事実からすると、本件紛争以前の数年間のうちにYの店舗で本件商品を購入した顧客からベーコンビッツの骨片が残存していた旨の指摘がなされていたとの事実を考慮しても、Yの行為が不法行為に該当すると認めることはできない。



解説

本件は、食品に異物が混入していたことにより、口腔内を負傷したXがこの食品を製造したYを相手方とし、不法行為責任のほか製造物責任法3条の責任を追及した食料品の欠陥が問題となった事案である。原判決は、本判決同様、製造上の欠陥は否定したが、指示・警告上の欠陥を認めて、Yの損害賠償責任を認めていた。しかし、本判決はこの欠陥(指示・警告上の欠陥)も否定し、原判決では判断されなかったYの不法行為責任も否定してXの請求を棄却したものである。

ところで、「欠陥」には、製造上の欠陥、設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥に分けられるとされる。すなわち、「製造上の欠陥」とは、製品の製造過程に問題があることにより製品に欠陥が生ずるものであり、「設計上の欠陥」とは、製品の設計そのものに問題があり、その設計に基づく製品はいずれも欠陥品となる場合であり、また「指示・警告上の欠陥」とは、製品に危険性は存するがその危険性をなくすることは困難

で、多額の費用を要するような場合に、その危険性を適切に指示・警告しなかったことによる欠陥のことである(その危険が容易に設計変更等により回避できる場合は、指示・警告があっても設計上の欠陥があるものとされる)。

原判決及び本判決ともに、本件製品には製造上の欠陥はないとした。すなわち、ベーコンビッツの骨片の豚ばら肉由来によること、細かな骨片まで完全に除去することは製造技術上、不可能又は著しく困難で、骨片の残存は不可避的であること、骨片は、食品中に混入することが許されない金属片やガラス片等の異物とは相違することを指摘し、本件商品に微細な骨片が残存していたとの一事をもって、製造上の欠陥があったということとはできないとした。しかし、原判決が、指示・警告上の欠陥があるとしたのに対し、本判決は指示・警告上の欠陥もないとした。この判断の違いはどこにあるのかをみていきたい。

ところで、指示・警告上の欠陥が認められるためには、事故発生の予見可能性が必要かどうかについては、見解が分かれていた。参考判例②は、予見可能性が必要だとの立場を明らかにしていたが、原判決及び本判決は、いずれもこの最高裁の判決の立場を前提に、指示・警告上の欠陥の成否を検討している。

原判決は、本件の骨片は、原材料に由来するとはいえ、比較的硬い材質の固形物であること、これが残存する食品を消費者が食べた場合、食事の仕方や歯の健康状態によっては歯を含む口腔内を傷つける場合のあることを十分予期し得るとしてその危険性を指摘し、また食し方の問題として、本件食品を購入した消費者は、特段の警告表示のない限り、比較的軟らかい食材であると認識しその内容物を特段吟味することなく、本件商品に直接かぶりついて食するのが通常の食べ方だとする。そしてこのことは、当該消費者がカリエス等の歯の疾患を有することがあっても、異なるところはないとしている。製



造物責任法立法の際、その製品の通常使用をしていて、異常な損害を負ったときは、欠陥を推定すべきだとの議論がなされたが、原判決もこの考え方と同じく、通常の食べ方で食べて、傷害を負うことがあるなら欠陥があるとしてよい（本件の場合、指示・警告上の欠陥であるが）とする発想に基づいているといえる。また、原判決は、Yは、ベーコンビッツの製造業者Aからの情報提供によりベーコンビッツ内の骨片残存可能性を知っていただけでなく、本件事故の直近数年間のうちに本件商品を購入した顧客からベーコンビッツの骨片の残存の指摘を受けていた事実を重視し、注意書き等により分かりやすく警告すべきであった（現にYは本件事故発生後に自発的に注意書きを付している）としてYに警告義務があり、Yにはこの義務違反があったとして、指示・警告上の欠陥があったと判断したものである。

これに対して本判決は、本件商品の特性として、本件商品の購入者は、購入時に、ベーコンビッツを使用したものであることを容易に認識することができ、食べる際には目視によりベーコンビッツの分量や性状まで認識することが可能であり、また、ベーコンビッツのほか食肉加工食品一般に関して、動物の一部である骨片が残存している可能性があることは、一般の消費者にもある程度知られているとした。そして、本件商品の食べ方として、購入者がこれを食べる際に、特に強い力で噛み砕こうとしたりすることが一般には想定されていないとし、また、ベーコンビッツに残存する骨片は、これを食べた人の歯を傷つける可能性があるが、これは食事の仕方や歯の健康状態によって左右され、本件商品のように比較的軟らかい食品をそれに即した通常の強さでそしゃくする限りにおいては歯を傷つけるという被害発生蓋然性は低いとした。またカリエス等があって歯を傷つけやすい者にとっては、自らそしゃくする強度を調整するなど注意をすれば事故は避けられるとする。

また、本件判決は、残存する骨片による危険性は食品の安全性に関する多種多様の情報の中で相対的に重要性が高いとはいえず、警告表示を行う必要性も高くなく、警告表示を義務付けたとしても、その効果は限定的であるなどと指摘したうえ、指示・警告上の欠陥もないとした。

製造物責任の欠陥判断をする場合、その事故が消費者の通常使用によって生じたものか、異常使用によって生じたものかによって判断が分かれる。通常使用によって生じた場合には欠陥とされ、異常使用の場合には欠陥なしとされる。また、このことは被害者に病的な素因がある場合（本件ではカリエス）、事故が製品の欠陥によって生じたものとするか、病的な素因によるものであるかによって判断は分かれる。原判決は、大幅な素因減額をしたもののYの欠陥責任を認めたが、本判決は素因減額をするにとどめず、本件傷害は原告の病的素因（カリエス）と原告の食べ方によって生じたものとして、指示・警告上の欠陥も否定したものである。

参考判例

- ①東京地方裁判所平成31年4月12日判決（『判例時報』2511号73ページ：本判決と異なり、製造物責任法2条2項所定の欠陥（指示・警告上の欠陥）を認めていた）
- ②最高裁判所平成25年4月12日判決（『判例時報』2189号53ページ：指示・警告上の欠陥につき、予見可能性を必要だとの立場を取り、医療用医薬品の添付文書について、予見し得る副作用の記載がなされていれば、指示・警告上の欠陥はないとした）
- ③名古屋地方裁判所平成11年6月30日判決（『判例時報』1682号106ページ：ハンバーガーセットのジュース異物混入事件。製造物責任法適用により消費者が勝訴した初めての判決である）。
ほかに、最近の食品の製造物責任が問題となった判例としては、
- ④東京地方裁判所令和元年8月30日判決（LEX/DB：責任否定、せんべい）
- ⑤東京地方裁判所平成27年9月15日判決（LEX/DB：責任否定、ポップコーン）
- ⑥東京地方裁判所平成25年12月5日判決（『判例時報』2215号103ページ：責任肯定、輸入マッシュルーム）
- ⑦東京地方裁判所平成24年11月30日判決（『判例タイムズ』1393号335ページ：責任否定、サイコロステーキ）などがある。

説明義務・書面交付義務(1)



齋藤 雅弘 Saito Masahiro 弁護士
日弁連消費者問題対策委員会委員、国民生活センター客員講師のほか、一橋大学法科大学院、早稲田大学法科大学院・法学部、亜細亜大学法学部の非常勤講師(消費者法)、総務省「ICTサービス安心・安全研究会」「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」専門委員(～2022年6月)

消費者保護ルールの規制構造

電気通信事業法(以下、「事業法」または「法」)の消費者保護ルール^{*1}の導入の経緯と概要は、本連載第1回の最後に図示しましたが、消費者が利用する電気通信サービスの種類ごとに保護ルールの概要を条文の順序に沿って整理すると表1のとおりです。

保護ルールの内容から全体をみると、事業法は各種の電気通信サービスの中からその提供条件の概要説明を義務づけるサービスを選び出し、これを基に消費者保護ルールの適用対象を画しています(法26条)。そして説明義務の対象となる電気通信サービスを書面交付義務(法26条の

2)や禁止行為(法27条の2)などの行政規制の対象とし、さらに書面交付義務の対象となるサービスの中から、利用者保護のため契約の拘束力の例外を認める必要のあるものを初期契約解除制度(民事効)の対象としています(法26条の3)。

事業法の消費者保護ルールの規制構造がこのようになっていることは、このルールの適用除外などを考える場合にも重要です。

事業法への説明義務の導入

(1) 電気通信サービスの特徴と消費者トラブル

電気通信サービスは、専門性が高く技術的にも高度な内容と性質を持つサービスですから、その提供を目的とする取引では相応の知識、経験や習熟(リテラシー)が必要

とされます。また、電気通信の環境や通信設備の技術的仕様の制約や限界のために、電気通信サービスは契約に基づく債務の履行の結果を100%保証できない場合があるので^{*2}、利用者の期待と実際に提供されるサー

表1 電気通信サービスの消費者保護ルールの一覧表

該当する条項		対象事業者と 適用対象サービス	対象事業者 (法2条5号・9条・16条1項)	電気通信事業者 (法73条の2第2項)	届出媒介等業務受託者 (法73条の2第2項)	対象となる電気通信サービス																
						移動通信サービス					固定通信サービス											
						サービス	MNOの携帯電話 (BWA)	MNOの無線インター ネット専用サービス	MVNOの携帯電話 (音声通話)サービス	MVNOの無線インター ネット専用サービス	PHS	MVNOの期間拘束なしの 無線インターネット専用 サービス(BWA)	プリペイド	公衆無線LAN	FTHインターネット サービス	CATVインターネット サービス	分離型ISPサービス (FTH、CATV、DSL)	DSLインターネット サービス	FWAインターネット サービス	その他のISPサービス	IP電話	電話及びISDNサービス
行政規制	登録(法9条)、届出(同16条1項・73条の2第1項)	○	○		○		○						○			○						
	事業の休廃止に係る周知義務(法18条3項)	○	×		○		○					○				○						
	説明義務(法26条)	○	○		○		○				○					○						
	書面交付義務(法26条の2)	○	×		○		○				○					○						
	苦情等処理義務(法27条)	○	×		○		○				○					○						
	禁止行為(法27条の2)	○	○		○		○				○					○						
	移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為(料金割引・囲込み等)(法27条の3)	□ (移動のみ)	□ (移動のみ)		□ MVNOは利用者数の合計が0.7%超の事業者のみ	×	□	×	×			×				×						
媒介等業務受託者に対する指導等の措置(法27条の4)	○	△		○		○				○					○							
民事効	初期契約解除制度(法26条の3)	○	×		○		○			×			○			×						

凡例 ○は適用あり、×は適用なし、□は一部の電気通信事業者に適用あり、△は間接的に適用あり ※総務省「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(令和4年(2022年)9月最終改正)」6・7ページに掲載の「適用表」を基に筆者が修正・加筆

*1 事業法は、消費者契約法2条1項に規定する「消費者」に該当する者だけでなく、個人事業主も一定の保護がなされるべき「利用者」に含まれるので、「消費者保護ルール」と言い切れない側面もあるが、本連載では便宜上このように呼ぶことにする
*2 このような特質があることから、電気通信サービスは事業者が最大限の努力を行うことで契約上の債務を履行したものととして扱われる「ベストエフォート型」のサービスと呼ばれている

ビスの結果との間に齟齬^{そご}が生じることもしばしばあります。他方で電気通信サービスは社会のインフラでもあることから、消費者は、約款等により一方的に定められた提供(契約)条件をそのまま受け入れるか否かの選択しかできない立場に置かれています。そのため、消費者が電気通信サービスの提供契約を締結する場合、電気通信事業者との間には情報の質・量や交渉力に顕著な格差があります。

さらに、サービスの利用に不可欠な端末機器は、消費者にとって比較的高額な商品ですので、顧客の獲得競争が激しい場面では、電気通信事業者は販売奨励金による端末機器の購入費の補助等により顧客の負担を軽減して、積極的に自社の契約に誘引する営業施策が取られていました。このような営業施策の下では、通信サービスの提供と端末機器の販売を一体的に行う一方、期間拘束契約と中途解約時の高額な違約金の負担などを組み合わせて顧客を囲い込むことが常態化し、同様の営業施策を採用する事業者間の競争が激しくなっていました。

このような過当な競争の下では、電気通信サービスの内容や提供条件、解約時の不利益等についての必要な説明がなされずに消費者が誤認したり、契約の要否や解約条件等の契約内容が十分認識されず、消費者の選択の自由や合理性が確保されないまま契約の締結に至ることで、苦情やトラブルが多発していました^{*3}。

(2) 説明義務の導入・改正の経緯

このような事態への対処のために、2004年施行の改正事業法において初めて説明義務が法定されました。しかし、その後も過当な競争による高額な端末購入費の補助や通信料金の割引、キャッシュバック等とセットになった高額違約金条項を規定した期間拘束付自動更新契約(い

わゆる「2年縛り」契約など)による顧客の囲い込みが激化し、歪^{いびつ}な競争が繰り広げられました。

そのため解約や違約金等をめぐって利用者からの苦情が急増し、トラブル件数も増加したことから、2015年には説明義務を強化し、新たに禁止行為を規定したうえ、民事効として初期契約解除制度の導入等を内容とする事業法の改正がなされました^{*4}。事業法の説明義務は、このような改正経緯を受けて現在の規定内容となっています。その後、説明義務に関する法改正はなされていませんが^{*5}、光回線の電話勧誘販売のトラブルの増加等への対応のため、事業法施行規則(以下、省令)が改正され(2022年7月1日施行)、電話勧誘における説明義務の履行方法の厳格化(書面交付による説明の原則化)などがなされました。

説明義務の内容

(1) 提供条件の概要の説明

事業法26条1項は、電気通信事業者は、利用者が移動体電気通信役務(同項1号)、固定電気通信役務(同2号)及び総務大臣の指定(告示)する電気通信役務の提供に関する契約の締結をしようとするときは、省令で定める場合を除き、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要を説明する義務を規定しています。

なお、①説明すべき提供条件の概要の内容、②説明の態様や方法、及び③利用者保護に支障を生じないものとして説明義務の対象から除外されるものは省令で定めるとしています。これらのうち①は本誌本号で後述し、②③は次号の本講座で解説します。

(2) 説明義務の主体

説明義務の規定(法26条)は、電気通信事業者だけでなく、その代理店・取次店などの届出媒

*3 電気通信サービスをめぐる苦情やトラブルの経緯については、齋藤雅弘『電気通信・放送サービスと法』(弘文堂、2017年)19ページ以下参照

*4 事業法の2015年改正までの間の苦情やトラブルの実情と同法の改正経緯についても、前掲*3 51-121ページを参照

*5 2022年6月に改正事業法が国会で成立しているが、この改正は、①情報通信インフラの提供確保(一定のブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置づけて交付金制度を創設し、契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等を課す)、②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保(利用者情報についての適正な取扱いの義務づけ、事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合の利用者に確認の機会を付与)及び③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備などが内容である

介等業務受託者(法73条の2)にも準用されています(法73条の3)。届出媒介等業務受託者については、多段階の末端の取次店等も説明義務を負う主体に含まれています(法73条の3に掲載されている表の下欄)。

(3) 説明すべき相手方

法が説明すべき相手方としているのは「利用者」です。利用者は「電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者」(法12条の2第4項2号ロ)ですが、これから契約してサービス提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者は除かれます(法26条1項)。

(4) 説明義務が生じる場合

電気通信事業者と届出媒介等業務受託者(以下、まとめて事業者)に説明義務が生じるのは、次の2つの要件に該当する場合です。

ア 時的要件

1つ目は、いつから説明義務が生じるかにかかわるもので、「契約の締結又はその媒介等をしようとするとき」から説明義務が生じます。「しようとするとき」とは、事業者が消費者(利用者)と契約の締結やその媒介等のために必要な接触を開始した時点を意味します。また、説明は契約の締結がなされるまでの間に行う義務がありま

す(省令22条の2の3第1項柱書本文)。

事業法では、説明義務が生じる要件として、消費者契約法における意思表示の取消しの場合のように「勧誘」を必要としていません。消費者が事業者のショップ等に出向いて、自発的に申し出をして契約を締結する場合も含まれます。

イ 対象役務の種類要件

2つ目は、電気通信サービスの種類に係る要件です。法が説明義務の対象とするサービスの具体的な内容は、①電気通信役務の内容、②料金その他の提供条件、③利用者の範囲及び④利用状況の4つの要素を勘案して(法26条1項1～3号)、「電気通信事業法第26条第1項各号の電気通信役務を指定する件」(平成28年総務省告示106号)によって表1のとおり電気通信サービスが指定されています(同告示2～4項)。

説明すべき事項

法は「当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要」の説明を義務づけ、省令はその内容を「基本説明事項」として具体化しています(省令22条の2の3第1項柱書本文)。

(1) 基本説明事項

省令で規定されている基本説明事項は表2の

表2 基本説明事項

※筆者作成

	説明事項の内容	説明事項の例
事業者の連絡先・名称等	①電気通信事業者の連絡先・名称等 ②届出媒介等業務受託者の連絡先・名称 ③電気通信事業者、届出媒介等業務受託者の登録番号・届出番号	
電気通信役務の内容	①名称、種類(省令別表) ②品質 ③提供を受けることができる場所 ④緊急通報に係る制限 ⑤青少年フィルタリングサービス ⑥帯域制御等その他の通信制限	〈帯域制限等の説明事項の例〉 ①特定のコンテンツ等の利用に対してデータ使用量のカウントを行わない、または割引いたカウントをする(いわゆるゼロレーティングサービス)場合は、その具体的内容 ②帯域制御や速度制限等の発動により、ゼロレーティング対象コンテンツ等へのアクセスにも影響を及ぼす場合には、その制限の内容
通信料金等	①料金その他の経費(割引を含む) ②割引の適用期間等の条件	〈料金その他の経費の例〉 ①基本料金 ②通話料金 ③データ通信料金・インターネット接続料金 ④事務手数料、工事費、機器レンタル料 ⑤割引、キャッシュバック等
契約の変更・解除等に関する事項	①契約変更・解除の連絡先・方法 ②契約変更・解除の条件等 ③通信契約の解約後の負担についての説明	〈変更・解除の条件等の例〉 ①期間拘束のある場合、一定期間経過後に自動更新が予定されている場合、一定期間に限り無償で契約の解除または変更ができる場合はその旨 ②セット販売全体の解除で違約金が生じる場合はその旨 ③変更・解除時に生じる違約金等の金額または算定方法 ④端末を割賦販売で購入する場合に通信サービス契約の変更・解除後も割賦代金の支払いが必要である場合はその旨
契約解除制度に関する事項	①初期契約解除制度の適用がある場合は同制度に関する事項 ②確認措置が適用される場合は、確認措置に関する事項	

とおりです。なお、付加的な機能や付随契約(留守電や電話転送サービス、MVNOのSMS等のオプションサービス)は説明義務の対象事項には含まれていません(省令22条の2の3第1項柱書本文、総務省「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(令和4年9月最終改正)」(以下、ガイドライン)16～28ページ)。

しかし、これらオプション契約の内容は、契約書面の記載事項とされています(法26条の2、省令22条の2の4第1項5号)。

これとは別に、代理店や取次店が独自に販売・提供するオプションサービスに係る契約は、それ自体が電気通信サービスに該当するものではない限り、事業法の規制対象とはなりません。

事業法は図のとおり、事業者と利用者間の電気通信サービスの取引やそのための契約関係を規律するものですので、電気通信サービスの契約に伴う契約であっても、事業者と契約当事者が異なっていたり、サービス内容が電気通信サービスと直接関連していない場合に、これらの取引を取り込んで規律する法律ではないからです。

(2) 初期契約解除に関する説明義務

初期契約解除が可能な契約である場合は、基本説明事項のほかに、①初期契約解除が可能であること、②解除可能な期間、及び③詳細は契約書面に記載されている旨など、初期契約解除に関する事項の説明が義務づけられます(省令22条の2の3第1項9号)。

また、契約(民法)に基づく中途解約より初期契約解除のほうが利用者に不利となる場合は、その事実は説明義務の対象たる「契約変更・契約解除の連絡先・方法」(省令22条の2の3第1項7号)及び「契約変更・契約解除の条件等」(同8号)の説明事項に含まれるので、説明が必要です。

これに対し、乗換契約の勧誘事例などでは、初期契約解除の結果、乗換元に戻る場合に新たな事務手数料や工事費などが必要となる等の不利益が生じる場合がありますが、これらの事項

は法の説明義務の対象ではありません。しかし、事業者がこれらの事実を認識しながら故意に告知しない場合には、重要事項の不告知(法27条の2第1号)となり、業務改善命令(法29条2項)の対象となります。

(3) 確認措置に関する説明義務

初期契約解除と同様に、対象となる契約が確認措置(省令22条の2の7第1項5号)の対象となる場合には、①確認措置により利用の場所、状況又は法令遵守^{じゆんしゆ}の状況により契約解除が可能である旨、②解除の申出方法、申出可能期間、及び③詳細は契約書面に記載がある旨を説明する義務があります(省令22条の2の3第1項10号、ガイドライン26ページ)。

また、確認措置による契約解除のほうは契約(民法)に基づく中途解約より不利益となる場合の説明義務、及び確認措置解除の結果、乗換元に戻る場合の不利益を故意に告知しない場合には重要事項の不告知に該当し得ることは、初期契約解除の場合と同様です。

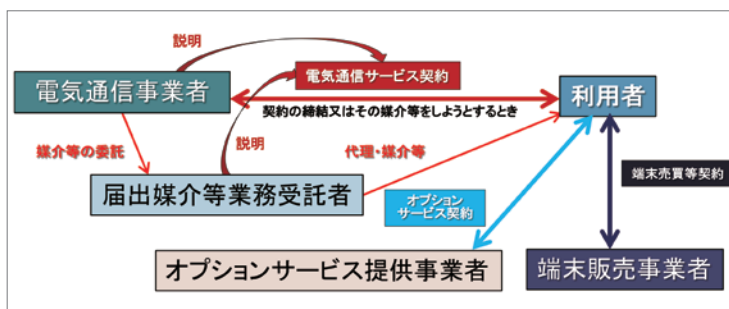
(4) 業態の異なるサービス等との一体的な販売における説明義務

光コラボ事業者の勧誘などでよく見受けられることですが、例えば、有料の衛星放送サービスや電力やガスの供給等のサービスと電気通信サービス(FTTH)をパッケージやセットにして販売がされる場合、料金の割引や契約期間、解除・解約時の違約金などの取引条件がセット全体で契約されることがしばしば行われます。

このような場合には、電気通信サービスに関する部分については、事業法に基づき、電気通信事業者や代理店、取次店などの届出媒介等業務受託者に説明義務が課されます。特に、セットとなっている契約を個別には解除できなかったり、他の業態のサービス契約の解除に連動して電気通信サービスの契約も解除されて違約金が発生する場合は、この点についても説明が必要となります(ガイドライン26・27ページ)。

図 利用者と事業者等の契約関係と説明対象

※筆者作成





独立行政法人

国民生活センター

編集・発行

『くらしの豆知識』

2023 年版『くらしの豆知識』
好評発売中！

◆購入についてのお問い合わせ先◆

独立行政法人国民生活センター

広報部地方支援課販売担当 電話:03-3443-6215



定価 550 円(税込み)